

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和1年9月12日提出
【発行者名】	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-5405-0784
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・DCバランスファンド（安定型） 三井住友・DCバランスファンド（安定成長型） 三井住友・DCバランスファンド（成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三井住友・DCバランスファンド（安定型） 2兆5,000億円を上限とします。 三井住友・DCバランスファンド（安定成長型） 2兆5,000億円を上限とします。 三井住友・DCバランスファンド（成長型） 2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

以下上記3ファンドを総称して、あるいはそれぞれを「当ファンド」または「各ファンド」ということがあります。また、各ファンドそれぞれ（安定型）、（安定成長型）、（成長型）と略称することがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「DC安定」、「DC安成」、「DC成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

無手数料です。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2019年9月13日から2020年3月12日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、「国内株式マザーファンド（A号）」、「国内債券マザーファンド（B号）」、「外国株式マザーファンド（A号）」、「外国債券マザーファンド（A号）」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います（このほか、各ファンドが内外の株式・公社債へ直接投資、または預金等の金融商品による運用を行うことも約款上認められています。）。
- ロ 各ファンドの運用にあたっては、株式、債券、現預金を各ファンド毎の基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークを、中長期的に上回る運用成果を目指します。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドとも金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり(適時ヘッジ)	目論見書または信託約款において、適時対円で為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
一般				(適時ヘッジ)
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	日々			
クレジット属性()	その他	中南米		
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年10月4日	信託契約締結、設定、運用開始。
2002年12月1日	各ファンドの名称を「MLG・DCバランス(安定型)」、「MLG・DCバランス(安定成長型)」、「MLG・DCバランス(成長型)」から「三井住友・DCバランスファンド(安定型)」、「三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)」、「三井住友・DCバランスファンド(成長型)」に名称を変更。
2014年11月28日	投資対象マザーファンドについて、「国内債券マザーファンド(A号)」から「国内債券マザーファンド(B号)」に変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

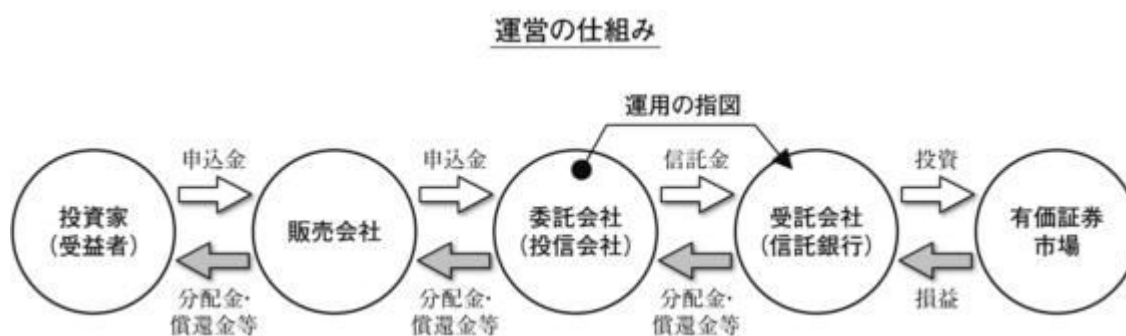
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

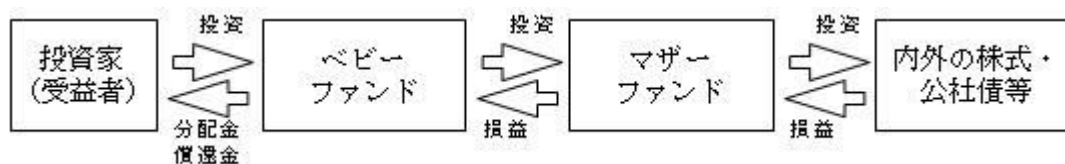
(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2019年6月28日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

（2019年6月28日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債へ分散投資することにより、収益機会の拡大とリスクの低減効果を狙い、中長期的に信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分とその上限と下限を定め、その範

圏内で変更を行います。

	(安定型)			(安定成長型)			(成長型)		
	下限	基本	上限	下限	基本	上限	下限	基本	上限
株 式	10%	25%	40%	25%	45%	65%	50%	65%	80%
債 券	50%	70%	85%	30%	50%	70%	15%	30%	45%
現 預 金	0%	5%	20%	0%	5%	15%	0%	5%	15%

なお、基本資産配分と組入比率の上限と下限については、マクロ経済環境・金融市場動向を想定して設定するため5年程度に一度見直します。

- (ロ) 当ファンドの運用は、株式...TOPIX(東証株価指数、配当込み)、債券...ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合(「NOMURA-BPI(総合)」)、現預金...無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークに対し、資産配分の変更と個別資産毎の運用の両面で超過収益の獲得を目指し、複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目標とします。
- (ハ) 当ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクスポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを管理します。また、対円での為替ヘッジに限定せずに、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。外貨エクスポージャーとは、実質組入外貨建資産のうち対円での為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、0%を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。
- (ニ) 運用にあたっては、まずマクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を行った上で、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。さらに各ファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います(トップダウンアプローチ)。
- (ホ) 資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

ファンドの特色

1 日本を含む世界各国の株式、債券に分散投資を行い、リスクを軽減しつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

- 実際の運用は、内外の株式、債券に投資する4つのマザーファンドへの投資を通じて行います。

2 各ファンドにつき、株式、債券、現預金の基本的な資産配分と、その上限・下限を定め、その範囲内で変更を行います。

〔各ファンドの基本資産配分〕

三井住友・DCバランスファンド		株式(内外)	債券(内外)	現預金
(安定型)	基本資産配分	25%	70%	5%
	変動幅	10~40%	50~85%	0~20%
(安定成長型)	基本資産配分	45%	50%	5%
	変動幅	25~65%	30~70%	0~15%
(成長型)	基本資産配分	65%	30%	5%
	変動幅	50~80%	15~45%	0~15%

*基本資産配分と、組入比率の上限・下限については、マクロ経済環境・金融市場動向を想定して設定するため5年程度に一度見直します。

*株式、債券については、各々国内と外国のファンド全体に対する組入比率の上限と下限を定め、その範囲内で組入れを行います。

3 株式、債券、現預金で構成する複合ベンチマークを設け、中長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

- 株式……TOPIX（東証株価指数、配当込み）、債券……NOMURA-BPI（総合）、現預金…無担保コール翌日物を個別資産のベンチマークとし、それらを各ファンドの基本資産配分の比率で加重平均した複合ベンチマークを中長期的に上回る運用成果を目指します。
- 各ファンドはそれぞれの複合ベンチマークに対して、資産配分の変更と個別資産毎の運用の両面で超過収益の獲得を目指します。

〔各ファンドの複合ベンチマーク構成比〕



4

外貨エクスポージャーのコントロールにより、ファンド全体の為替変動リスクを管理します。

- 各ファンドの実質組入外貨建資産については、為替変動リスクが生じますが、外貨エクスポージャーをコントロールすることにより、ファンド全体の為替変動リスクを把握します。
- 対円での為替ヘッジに限定せずに、全体的な投資収益を上昇させるため、割高な通貨を売り、割安な通貨を買うことに相当する為替取引を行うことがあります。



外貨エクスポージャーとは

実質組入外貨建資産のうち対円での為替ヘッジが行われていない部分のファンド全体に対する比率のことで、0%を下限とし外貨建資産の実質組入比率を上限とします。

5

ファンドの運用はトップダウンアプローチにより行われます。

- 運用にあたっては、まずマクロ経済環境分析、各資産市場評価を行い、総合的な検討を行ったうえで、各資産の配分、市場配分、通貨配分、業種配分の決定を行います。さらにファンドマネージャーが個別銘柄の選定を行います。

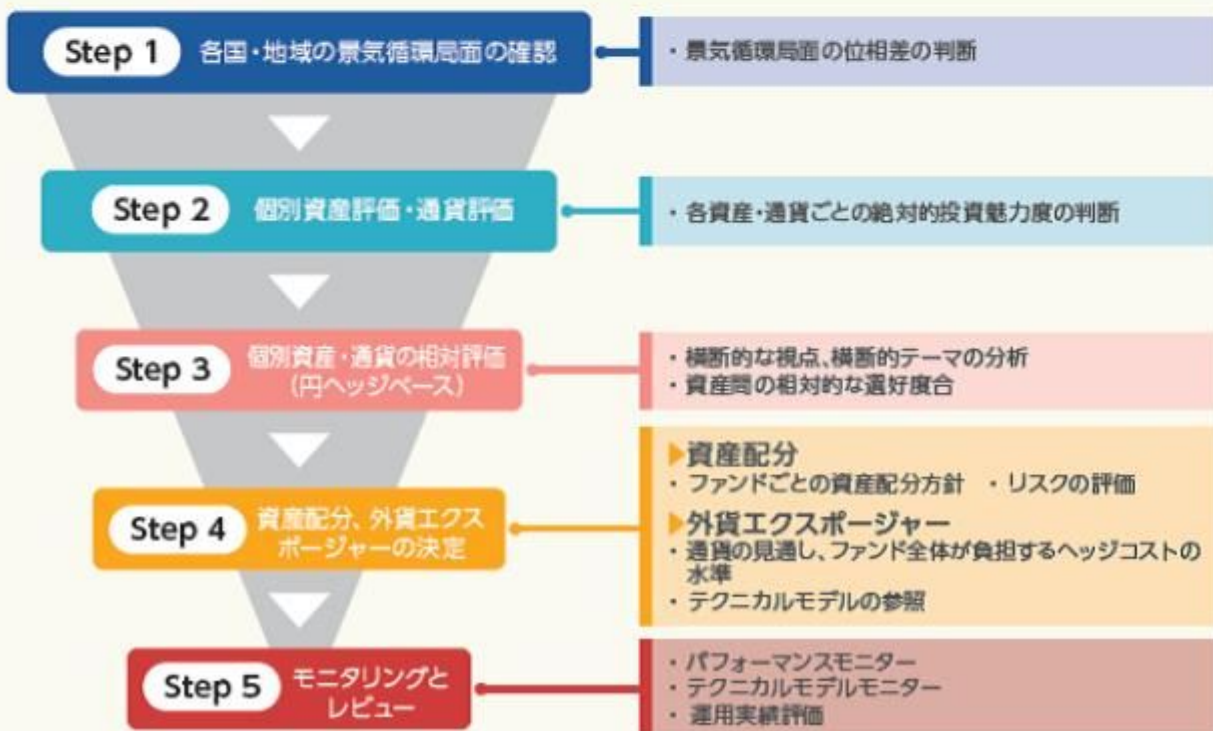
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、内外の株式、債券に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用(資産配分)プロセス



※上記の運用プロセスは2019年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引にかかる権利
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で次に掲げるもの

- １．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

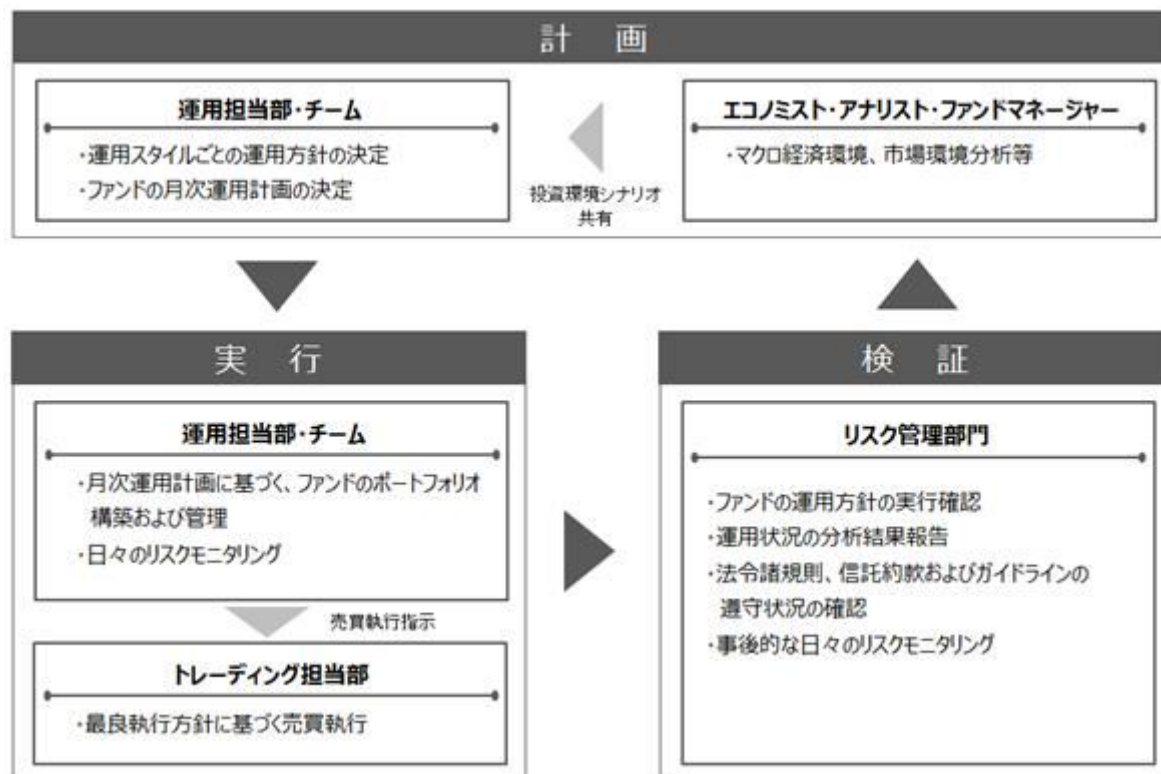
八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

上記の運用体制は、2019年4月1日現在のものです。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（12月15日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

以下、この「（５）投資制限」の記載は、特にファンドを特定しない限り各ファンド共通です。

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 各マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、各マザーファンド受益証券への投資により実質的に保有する資産が、ロ以下のすべての条件を満たす範囲内とします。
- ロ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、以下の通りとします。

三井住友・DCバランスファンド（安定型）	40%以内
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	65%以内
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	80%以内

 実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。
- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ニ 各マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ホ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以内とします。
- ヘ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ト 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている

株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- (ロ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと

に算出した価額で評価するものとします。

- (二) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁するものとします。
- リ 特別の場合の外貨建資産への投資制限
- 外貨建資産への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。
- ヌ 外国為替予約取引の指図
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (ハ) 上記(ロ)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。またマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するために外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ル 資金の借入れ
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ロ デリバティブ取引等にかかる投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 法令に基づく投資制限
- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式マザーファンド（A号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の取引所上場株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。
- （ロ）実際の運用にあたっては、マクロ経済分析をもとにしたトップダウンアプローチで行い、委託会社独自に定めるユニバースを構成する業種毎の基準ウエイトから一定の範囲内で乖離をとる業種配分と、企業の中長期成長力およびバリュエーションを重視した銘柄選択により超過収益の獲得を目指します。
- （ハ）株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第1号から第21号まで）の有価証券（ただし、第12号は本邦通貨建表示のものとし、また、投資法人債券を除きます。）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーフンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(国内債券マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として日本の公社債に投資し、中長期的にNOMURA - BPI(総合)(以下「ベンチマーク」といいます。)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーフンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもの)

をいいます。）

9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーフンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資は行いません。

（ロ）国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。

（ハ）上記（ロ）の債券について、いずれの格付機関の格付けもBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

（ニ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（外国株式マザーファンド（A号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで、安定的に上回るリターンを目指します。

（ロ）委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリーサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

（ハ）原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、株式市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

（ニ）株式組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針（2）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする各号（第1号から第21号まで）の有価証券（ただし、投資法人債券を除きます。）に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国債券マザーファンド(A号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- (ロ) 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- (ハ) 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。
また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- (ニ) 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。

(ホ)債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第2号から第6号、第10号、第12号(ただし、第2号から第6号および第10号の性質を有するものに限り、)から第15号および第18号から第21号に掲げるものに投資します。ただし、投資信託証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。また、投資法人債券には投資しません。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等(当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。)のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(八) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(二) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト) ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(チ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(リ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める

各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■三井住友・DCバランスファンド(安定型)



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■ファンド： 2014年7月～2019年6月

■他の資産クラス： 2014年7月～2019年6月



■三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)



■ファンド： 2014年7月～2019年6月

■他の資産クラス： 2014年7月～2019年6月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■三井住友・DCバランスファンド(成長型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

無手数料です。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.512%^{*}（税抜き1.4%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

*消費税率が10%となった場合は年1.54%となります。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.65%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.65%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%^{*}（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

*消費税率が10%となった場合は年0.0055%となります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

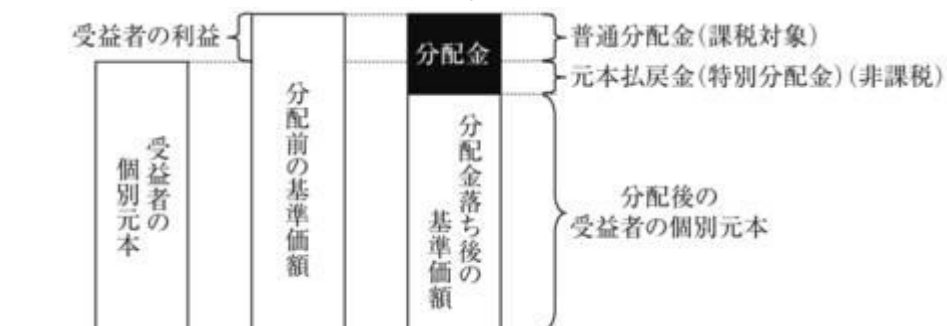
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆

するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2019年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	206,937,994	92.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,562,461	7.82
合計(純資産総額)		224,500,455	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		1,359,306	0.60
	売建		40,017,476	17.82

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	493,870,876	91.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		47,695,672	8.81
合計(純資産総額)		541,566,548	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		5,951,556	1.09
	売建		100,138,008	18.49

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	284,904,112	92.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		24,169,169	7.82
合計(純資産総額)		309,073,281	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		2,951,286	0.95
	売建		66,912,228	21.64

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

イ 主要投資銘柄

2019年 6月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	国内債券マザーファンド(B号)	81,312,344	1.4022	114,022,541	1.4363	116,788,919	52.02
日本	親投資信託受 益証券	国内株式マザーファンド(A号)	30,388,699	1.1186	33,995,735	1.1127	33,813,505	15.06
日本	親投資信託受 益証券	外国債券マザーファンド(A号)	11,367,048	2.6466	30,084,030	2.6788	30,450,048	13.56
日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド(A号)	11,123,033	2.2474	24,998,680	2.3272	25,885,522	11.53

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	92.18
合計	92.18

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

イ 主要投資銘柄

2019年 6月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	国内債券マザーファンド(B号)	143,247,077	1.4041	201,138,097	1.4363	205,745,776	37.99
日本	親投資信託受 益証券	国内株式マザーファンド(A号)	137,028,237	1.1208	153,593,259	1.1127	152,471,319	28.15
日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド(A号)	44,267,410	2.2306	98,746,457	2.3272	103,019,116	19.02
日本	親投資信託受 益証券	外国債券マザーファンド(A号)	12,182,569	2.6482	32,261,880	2.6788	32,634,665	6.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	91.19
合計	91.19

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

イ 主要投資銘柄

2019年 6月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（A号）	111,627,098	1.1192	124,933,049	1.1127	124,207,471	40.19
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド（A号）	35,233,346	2.1905	77,180,013	2.3272	81,995,042	26.53
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド（B号）	47,284,389	1.4052	66,446,875	1.4363	67,914,567	21.97
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド（A号）	4,026,815	2.6464	10,656,564	2.6788	10,787,032	3.49

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	92.18
合計	92.18

【投資不動産物件】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

該当事項はありません。

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

該当事項はありません。

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

2019年6月28日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	買建	11,100.00	1,353,757	1,359,306	0.60
	米ドル	売建	208,100.00	22,486,514	22,383,236	9.97
	ユーロ	売建	144,000.00	17,612,784	17,634,240	7.85

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

2019年6月28日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	買建	48,600.00	5,927,260	5,951,556	1.09
	米ドル	売建	588,300.00	63,573,713	63,277,548	11.68
	ユーロ	売建	301,000.00	36,815,611	36,860,460	6.80

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

2019年6月28日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	買建	24,100.00	2,939,238	2,951,286	0.95
	米ドル	売建	492,300.00	53,218,199	52,951,788	17.13
	ユーロ	売建	114,000.00	13,943,454	13,960,440	4.51

(注)日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・DCバランスファンド(安定型)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第9期	(2009年12月15日)	185,411,716	185,411,716	9,656	9,656
第10期	(2010年12月15日)	123,469,191	123,469,191	9,930	9,930
第11期	(2011年12月15日)	132,933,215	132,933,215	9,490	9,490
第12期	(2012年12月17日)	154,234,796	154,234,796	10,123	10,123
第13期	(2013年12月16日)	171,016,147	171,016,147	11,277	11,277
第14期	(2014年12月15日)	193,650,525	193,650,525	12,095	12,095
第15期	(2015年12月15日)	194,962,056	194,962,056	12,239	12,239
第16期	(2016年12月15日)	201,719,250	201,719,250	12,433	12,433
第17期	(2017年12月15日)	213,524,340	213,524,340	12,995	12,995
第18期	(2018年12月17日)	211,627,484	211,627,484	12,448	12,448
	2018年 6月末日	219,173,554		12,825	
	7月末日	221,592,120		12,880	
	8月末日	222,356,079		12,845	
	9月末日	222,091,283		12,964	
	10月末日	219,280,830		12,574	
	11月末日	217,292,356		12,630	
	12月末日	208,515,949		12,227	
	2019年 1月末日	213,656,510		12,428	
	2月末日	216,068,549		12,542	
	3月末日	216,535,647		12,605	
	4月末日	218,230,796		12,657	
	5月末日	218,632,654		12,527	
	6月末日	224,500,455		12,672	

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第9期 (2009年12月15日)	296,721,157	296,721,157	9,543	9,543	
第10期 (2010年12月15日)	271,704,608	271,704,608	10,002	10,002	
第11期 (2011年12月15日)	268,447,751	268,447,751	9,153	9,153	
第12期 (2012年12月17日)	322,872,084	322,872,084	10,036	10,036	
第13期 (2013年12月16日)	403,183,809	403,183,809	12,068	12,068	
第14期 (2014年12月15日)	420,847,336	420,847,336	13,250	13,250	
第15期 (2015年12月15日)	444,047,636	444,047,636	13,581	13,581	
第16期 (2016年12月15日)	470,354,291	470,354,291	13,929	13,929	
第17期 (2017年12月15日)	531,244,503	531,244,503	15,086	15,086	
第18期 (2018年12月17日)	518,003,637	518,003,637	14,166	14,166	
	2018年 6月末日	536,891,499		14,863	
	7月末日	544,506,503		14,993	
	8月末日	550,091,611		14,970	

9月末日	552,831,579		15,234	
10月末日	525,076,705		14,465	
11月末日	532,520,588		14,549	
12月末日	498,917,103		13,729	
2019年 1月末日	518,944,129		14,110	
2月末日	528,809,649		14,310	
3月末日	535,989,220		14,364	
4月末日	546,768,413		14,505	
5月末日	532,531,168		14,183	
6月末日	541,566,548		14,411	

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9期 (2009年12月15日)	182,351,090	182,351,090	9,090	9,090
第10期 (2010年12月15日)	128,709,073	128,709,073	9,585	9,585
第11期 (2011年12月15日)	127,601,922	127,601,922	8,393	8,393
第12期 (2012年12月17日)	161,560,742	161,560,742	9,448	9,448
第13期 (2013年12月16日)	202,164,000	202,164,000	12,235	12,235
第14期 (2014年12月15日)	218,572,062	218,572,062	13,714	13,714
第15期 (2015年12月15日)	237,546,681	237,546,681	14,214	14,214
第16期 (2016年12月15日)	257,072,805	257,072,805	14,646	14,646
第17期 (2017年12月15日)	276,171,202	276,171,202	16,361	16,361
第18期 (2018年12月17日)	291,223,562	291,223,562	15,195	15,195
2018年 6月末日	297,154,031		16,150	
7月末日	299,642,063		16,354	
8月末日	302,355,275		16,356	
9月末日	309,427,658		16,751	
10月末日	298,568,096		15,625	
11月末日	301,412,550		15,746	
12月末日	283,012,614		14,570	
2019年 1月末日	297,798,028		15,142	
2月末日	302,980,418		15,434	
3月末日	306,478,238		15,486	
4月末日	308,564,587		15,713	
5月末日	303,029,314		15,184	
6月末日	309,073,281		15,519	

【分配の推移】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第9期	2008年12月16日～2009年12月15日	0
第10期	2009年12月16日～2010年12月15日	0
第11期	2010年12月16日～2011年12月15日	0
第12期	2011年12月16日～2012年12月17日	0
第13期	2012年12月18日～2013年12月16日	0
第14期	2013年12月17日～2014年12月15日	0
第15期	2014年12月16日～2015年12月15日	0
第16期	2015年12月16日～2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日～2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日～2018年12月17日	0

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第9期	2008年12月16日～2009年12月15日	0
第10期	2009年12月16日～2010年12月15日	0
第11期	2010年12月16日～2011年12月15日	0
第12期	2011年12月16日～2012年12月17日	0
第13期	2012年12月18日～2013年12月16日	0
第14期	2013年12月17日～2014年12月15日	0
第15期	2014年12月16日～2015年12月15日	0
第16期	2015年12月16日～2016年12月15日	0
第17期	2016年12月16日～2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日～2018年12月17日	0

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第9期	2008年12月16日～2009年12月15日	0
第10期	2009年12月16日～2010年12月15日	0
第11期	2010年12月16日～2011年12月15日	0
第12期	2011年12月16日～2012年12月17日	0
第13期	2012年12月18日～2013年12月16日	0
第14期	2013年12月17日～2014年12月15日	0
第15期	2014年12月16日～2015年12月15日	0
第16期	2015年12月16日～2016年12月15日	0

第17期	2016年12月16日～2017年12月15日	0
第18期	2017年12月16日～2018年12月17日	0

【収益率の推移】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

	収益率（％）
第9期	5.8
第10期	2.8
第11期	4.4
第12期	6.7
第13期	11.4
第14期	7.3
第15期	1.2
第16期	1.6
第17期	4.5
第18期	4.2
第19期（中間期）	1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

	収益率（％）
第9期	8.8
第10期	4.8
第11期	8.5
第12期	9.6
第13期	20.2
第14期	9.8
第15期	2.5
第16期	2.6
第17期	8.3
第18期	6.1
第19期（中間期）	1.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

	収益率（％）
第9期	11.8
第10期	5.4
第11期	12.4
第12期	12.6
第13期	29.5
第14期	12.1
第15期	3.6
第16期	3.0
第17期	11.7
第18期	7.1
第19期（中間期）	1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第9期	27,546,021	13,551,649
第10期	24,021,515	91,696,095
第11期	21,723,883	5,987,063
第12期	24,007,413	11,722,365
第13期	41,863,007	42,582,662
第14期	26,877,673	18,418,719
第15期	19,553,674	20,366,616
第16期	16,903,981	13,945,073
第17期	27,169,884	25,105,893
第18期	20,643,253	14,945,350
第19期（中間期）	10,834,335	6,295,617

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第9期	43,592,925	4,442,330
第10期	37,872,808	77,159,914
第11期	41,116,710	19,469,521
第12期	39,563,804	11,128,291
第13期	48,754,311	36,382,217

第14期	43,122,250	59,598,131
第15期	35,396,094	26,051,670
第16期	29,757,139	19,038,681
第17期	38,264,679	23,802,398
第18期	43,435,774	29,909,672
第19期(中間期)	23,554,587	14,299,821

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・DCバランスファンド(成長型)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期	24,954,564	6,134,525
第10期	28,555,737	94,882,802
第11期	25,666,931	7,915,996
第12期	34,549,553	15,574,858
第13期	35,863,506	41,626,888
第14期	17,359,549	23,221,845
第15期	25,035,109	17,286,266
第16期	21,278,735	12,882,481
第17期	24,011,241	30,733,506
第18期	32,703,031	9,843,884
第19期(中間期)	11,811,340	3,875,333

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式マザーファンド(A号)

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	783,497,160	98.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,218,769	1.91
合計(純資産総額)		798,715,929	100.00

国内債券マザーファンド(B号)

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	92,210,726,100	42.88
地方債証券	日本	47,346,950,000	22.02
特殊債券	日本	35,857,003,690	16.67
社債券	日本	38,939,234,000	18.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		701,753,185	0.32
合計(純資産総額)		215,055,666,975	100.00

外国株式マザーファンド(A号)

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	966,682,955	67.96
	フランス	67,228,018	4.73
	ドイツ	59,401,316	4.18
	スイス	58,836,675	4.14
	カナダ	48,945,274	3.44
	イギリス	48,398,551	3.40
	アイルランド	29,390,760	2.07
	香港	27,754,029	1.95
	オーストラリア	24,635,795	1.73
	オランダ	21,848,077	1.54
	スウェーデン	10,656,567	0.75
	シンガポール	10,464,374	0.74
	スペイン	10,000,466	0.70
	ルクセンブルグ	6,991,032	0.49
オーストリア	6,510,009	0.46	
小計		1,397,743,898	98.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		24,601,288	1.73
合計(純資産総額)		1,422,345,186	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	売建		830,416	0.05

外国債券マザーファンド(A号)

2019年 6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	2,138,021,472	47.60
	フランス	695,464,767	15.48
	スペイン	565,553,393	12.59
	イギリス	280,745,228	6.25
	ドイツ	261,845,159	5.83
	ベルギー	119,110,991	2.65
	オーストラリア	90,383,044	2.01
	イタリア	75,591,077	1.68
	メキシコ	38,124,253	0.85
	アイルランド	27,681,956	0.62
	ポーランド	26,545,534	0.59
	シンガポール	16,983,792	0.38
	マレーシア	16,576,163	0.37
	スウェーデン	15,510,810	0.35
	ノルウェー	9,569,651	0.21
	小計	4,377,707,290	97.46
社債券	アメリカ	43,573,457	0.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		70,291,920	1.57
合計(純資産総額)		4,491,572,667	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		157,991,800	3.51
	売建		157,257,900	3.50

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド(A号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2019年 6月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,800	6,827.58	25,944,804	6,688.00	25,414,400	3.18
日本	株式	日本電産	電気機器	1,300	13,529.08	17,587,804	14,725.00	19,142,500	2.40

日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	5,500	3,045.48	16,750,140	2,785.00	15,317,500	1.92
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2,800	4,270.00	11,956,000	5,165.00	14,462,000	1.81
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,400	10,220.00	14,308,000	10,080.00	14,112,000	1.77
日本	株式	ヤマダ電機	小売業	29,500	524.38	15,469,335	477.00	14,071,500	1.76
日本	株式	ソニー	電気機器	2,400	5,683.41	13,640,184	5,648.00	13,555,200	1.70
日本	株式	キーエンス	電気機器	200	57,180.00	11,436,000	66,130.00	13,226,000	1.66
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,300	4,091.74	13,502,760	3,823.00	12,615,900	1.58
日本	株式	東レ	繊維製品	15,400	800.40	12,326,160	819.20	12,615,680	1.58
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,000	1,992.25	11,953,500	2,060.50	12,363,000	1.55
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	23,600	582.42	13,745,112	512.00	12,083,200	1.51
日本	株式	任天堂	その他製品	300	32,070.00	9,621,000	39,490.00	11,847,000	1.48
日本	株式	ユナイテッドアローズ	小売業	3,100	3,727.67	11,555,786	3,365.00	10,431,500	1.31
日本	株式	第一三共	医薬品	1,800	4,012.13	7,221,834	5,635.00	10,143,000	1.27
日本	株式	信越化学工業	化学	1,000	9,110.16	9,110,160	10,035.00	10,035,000	1.26
日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	6,000	1,601.11	9,606,660	1,649.00	9,894,000	1.24
日本	株式	五洋建設	建設業	18,600	605.47	11,261,742	528.00	9,820,800	1.23
日本	株式	キャノンマーケティングジャパン	卸売業	4,000	2,261.65	9,046,600	2,349.00	9,396,000	1.18
日本	株式	りらいあコミュニケーションズ	サービス業	7,300	1,148.00	8,380,400	1,262.00	9,212,600	1.15
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,800	4,727.00	8,508,600	5,017.00	9,030,600	1.13
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	3,500	2,949.95	10,324,825	2,537.50	8,881,250	1.11
日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	1,900	4,186.22	7,953,818	4,650.00	8,835,000	1.11
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	1,600	4,607.40	7,371,840	5,463.00	8,740,800	1.09
日本	株式	宇部興産	化学	3,900	2,241.92	8,743,488	2,234.00	8,712,600	1.09
日本	株式	京成電鉄	陸運業	2,200	3,662.85	8,058,289	3,925.00	8,635,000	1.08
日本	株式	セブテニ・ホールディングス	サービス業	24,800	341.40	8,466,720	346.00	8,580,800	1.07
日本	株式	総合警備保障	サービス業	1,700	5,209.82	8,856,694	4,970.00	8,449,000	1.06
日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	4,800	1,528.61	7,337,360	1,727.00	8,289,600	1.04
日本	株式	スタンレー電気	電気機器	3,100	2,982.37	9,245,347	2,648.00	8,208,800	1.03

□ 種類別・業種別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.73
		建設業	3.43
		食料品	2.98
		繊維製品	1.58
		化学	7.08
		医薬品	4.08

	石油・石炭製品	0.69
	ガラス・土石製品	0.28
	鉄鋼	0.72
	非鉄金属	0.39
	機械	2.24
	電気機器	12.87
	輸送用機器	7.93
	精密機器	1.54
	その他製品	3.04
	電気・ガス業	3.72
	陸運業	4.44
	倉庫・運輸関連業	0.71
	情報・通信業	9.62
	卸売業	6.00
	小売業	6.11
	銀行業	3.82
	保険業	2.56
	その他金融業	3.49
	不動産業	2.38
	サービス業	5.70
合計		98.09

国内債券マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2019年 6月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	7,780,000,000	115.97	9,023,166,200	119.04	9,262,012,200	1.300	2035/6/20	4.31
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	7,440,000,000	114.36	8,508,384,000	117.55	8,746,389,600	1.200	2035/9/20	4.07
日本	国債証券	第59回利付国債(30年)	6,660,000,000	102.10	6,799,860,000	109.63	7,301,890,800	0.700	2048/6/20	3.40
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	6,900,000,000	102.05	7,041,469,000	102.61	7,080,573,000	0.100	2029/3/20	3.29
日本	地方債証券	第174回共同発行市場公募地方債	6,400,000,000	100.63	6,440,768,000	101.07	6,468,928,000	0.145	2027/9/24	3.01
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	4,610,000,000	121.39	5,596,295,800	123.48	5,692,842,900	1.700	2033/6/20	2.65
日本	国債証券	第168回利付国債(20年)	4,840,000,000	100.80	4,878,745,500	103.40	5,004,608,400	0.400	2039/3/20	2.33
日本	国債証券	第166回利付国債(20年)	4,400,000,000	106.21	4,673,244,000	109.15	4,802,776,000	0.700	2038/9/20	2.23
日本	地方債証券	第112回大阪府公募公債(5年)	4,100,000,000	100.09	4,103,772,000	100.05	4,102,378,000	0.157	2019/11/27	1.91
日本	国債証券	第10回利付国債(40年)	2,900,000,000	106.48	3,088,123,000	117.54	3,408,718,000	0.900	2057/3/20	1.59

日本	特殊債券	第10回政府保証 地方公共団体金融 機構債券(4年)	3,400,000,000	100.15	3,405,100,000	100.14	3,405,066,000	0.001	2022/2/25	1.58
日本	地方債証券	第703回東京都 公募公債	3,200,000,000	102.53	3,281,004,000	102.44	3,278,144,000	0.990	2021/12/20	1.52
日本	国債証券	第61回利付国債 (30年)	2,660,000,000	102.56	2,728,269,900	109.49	2,912,593,600	0.700	2048/12/20	1.35
日本	社債券	第53回株式会社 ホンダファイナン ス無担保社債	2,900,000,000	99.82	2,895,012,000	99.99	2,899,797,000	0.050	2021/12/20	1.35
日本	国債証券	第62回利付国債 (30年)	2,780,000,000	103.20	2,869,071,200	103.89	2,888,336,600	0.500	2049/3/20	1.34
日本	国債証券	第134回利付国債 (20年)	2,300,000,000	121.32	2,790,544,000	123.44	2,839,143,000	1.800	2032/3/20	1.32
日本	国債証券	第160回利付国債 (20年)	2,400,000,000	105.75	2,538,192,000	109.39	2,625,552,000	0.700	2037/3/20	1.22
日本	国債証券	第121回利付国債 (20年)	2,100,000,000	120.94	2,539,908,000	122.62	2,575,188,000	1.900	2030/9/20	1.20
日本	国債証券	第147回利付国債 (20年)	2,090,000,000	119.93	2,506,537,000	122.53	2,560,939,700	1.600	2033/12/20	1.19
日本	国債証券	第48回利付国債 (30年)	1,900,000,000	120.24	2,284,598,000	127.04	2,413,931,000	1.400	2045/9/20	1.12
日本	社債券	第5回株式会社 ファーストリテイ リング無担保社債	2,000,000,000	99.77	1,995,460,000	100.08	2,001,720,000	0.110	2023/6/6	0.93
日本	国債証券	第33回利付国債 (30年)	1,470,000,000	130.82	1,923,068,700	136.09	2,000,523,000	2.000	2040/9/20	0.93
日本	社債券	第44回株式会社 日産フィナンシャル サービス無担保 社債	2,000,000,000	99.76	1,995,260,000	99.89	1,997,820,000	0.030	2020/6/19	0.93
日本	特殊債券	第31回政府保証 株式会社日本政策 投資銀行社債	1,900,000,000	100.33	1,906,365,000	100.30	1,905,852,000	0.074	2021/11/17	0.89
日本	国債証券	第34回利付国債 (30年)	1,260,000,000	135.35	1,705,460,400	140.89	1,775,264,400	2.200	2041/3/20	0.83
日本	地方債証券	第231回神奈川県 公募公債	1,700,000,000	101.17	1,720,009,000	101.74	1,729,631,000	0.220	2027/12/20	0.80
日本	社債券	第7回日本電産株 式会社無担保社債	1,700,000,000	100.10	1,701,700,000	100.33	1,705,712,000	0.114	2022/8/30	0.79
日本	地方債証券	第692回東京都 公募公債	1,600,000,000	102.38	1,638,112,000	101.98	1,631,712,000	1.350	2020/12/18	0.76
日本	国債証券	第45回利付国債 (30年)	1,200,000,000	122.42	1,469,076,000	129.15	1,549,908,000	1.500	2044/12/20	0.72
日本	特殊債券	第53回地方公共 団体金融機構債券	1,500,000,000	103.28	1,549,305,000	103.18	1,547,835,000	0.739	2023/10/27	0.72

□ 種類別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	42.88
地方債証券	22.02
特殊債券	16.67
社債券	18.11
合計	99.67

外国株式マザーファンド(A号)

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2019年 6月28日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	226	177,270.80	40,063,203	205,262.34	46,389,289	3.26
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	371	114,825.39	42,600,222	116,049.94	43,054,531	3.03
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	9,923	2,815.82	27,941,449	3,040.75	30,173,421	2.12
アメリカ	株式	VISA INC	ソフトウェ ア・サービ ス	1,618	15,260.51	24,691,521	18,456.88	29,863,235	2.10
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	2,147	12,373.51	26,565,940	13,270.02	28,490,748	2.00
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,156	19,607.58	22,666,368	22,314.68	25,795,777	1.81
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	1,174	18,133.85	21,289,140	21,529.97	25,276,190	1.78
アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	メディア・ 娯楽	1,452	12,173.56	17,676,020	15,015.14	21,801,993	1.53
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半 導体製造装 置	4,254	5,189.67	22,076,879	5,115.71	21,762,245	1.53
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェ ア・サービ ス	685	25,316.04	17,341,491	31,607.26	21,650,974	1.52
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	4,527	4,694.94	21,254,015	4,681.31	21,192,334	1.49
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS COMPANY	各種金融	1,566	11,792.96	18,467,778	13,359.49	20,920,965	1.47
スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲 料・タバコ	1,858	9,411.74	17,487,023	11,106.85	20,636,531	1.45
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	667	28,714.33	19,152,464	30,796.68	20,541,386	1.44
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	634	25,746.59	16,323,343	31,665.46	20,075,907	1.41
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲 料・タバコ	3,599	5,315.09	19,129,017	5,505.91	19,815,782	1.39
アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	1,838	9,578.16	17,604,661	10,706.78	19,679,063	1.38
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・ パーソナル 用品	1,544	11,234.22	17,345,648	11,833.18	18,270,440	1.28
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	1,259	13,851.83	17,439,459	13,901.67	17,502,210	1.23
アメリカ	株式	3M COMPANY	資本財	946	18,579.43	17,576,149	18,485.98	17,487,742	1.23
アメリカ	株式	CMS ENERGY CORPORATION	公益事業	2,724	5,729.61	15,607,469	6,199.00	16,886,084	1.19
アイルラ ンド	株式	EATON CORP PLC	資本財	1,892	7,935.33	15,013,648	8,916.38	16,869,808	1.19
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信 サービス	2,696	6,170.84	16,636,595	6,170.97	16,636,955	1.17
アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア 機器・サー ビス	3,648	3,890.96	14,194,243	4,519.63	16,487,627	1.16
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	1,299	12,991.24	16,875,624	12,682.61	16,474,716	1.16
アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	671	19,160.35	12,856,601	24,467.25	16,417,526	1.15
カナダ	株式	TORONTO-DOMINION BANK	銀行	2,603	5,834.93	15,188,330	6,266.95	16,312,896	1.15

アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,237	7,101.88	15,886,912	7,230.55	16,174,748	1.14
アメリカ	株式	PTC INC	ソフトウェア・サービス	1,707	9,478.30	16,179,465	9,454.26	16,138,423	1.13
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	603	28,392.92	17,120,935	26,552.98	16,011,452	1.13

ロ 種類別・業種別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	5.37
		素材	5.80
		資本財	8.90
		運輸	0.81
		自動車・自動車部品	1.91
		耐久消費財・アパレル	1.74
		消費者サービス	1.35
		メディア・娯楽	5.23
		小売	6.38
		食品・生活必需品小売り	1.02
		食品・飲料・タバコ	6.22
		家庭用品・パーソナル用品	1.28
		ヘルスケア機器・サービス	4.09
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.10
		銀行	7.02
		各種金融	6.10
		保険	3.27
		不動産	0.75
		ソフトウェア・サービス	8.50
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.53
電気通信サービス	1.82		
公益事業	4.64		
半導体・半導体製造装置	4.43		
合計			98.27

外国債券マザーファンド(A号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2019年 6月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	5,110,000	11,042.50	564,271,971	11,280.89	576,453,845	2.875	2023/10/31	12.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375	4,920,000	10,659.81	524,462,990	10,719.21	527,385,145	1.375	2020/4/30	11.74
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3	2,290,000	10,732.13	245,765,965	11,802.16	270,269,530	3.000	2045/11/15	6.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2,340,000	10,951.03	256,254,304	11,440.05	267,697,308	2.875	2025/11/30	5.96
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1	1,800,000	12,928.96	232,721,299	13,429.19	241,725,441	1.000	2027/5/25	5.38
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0	1,900,000	12,431.41	236,196,830	12,543.95	238,335,162	0.000	2024/3/25	5.31
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.6	1,180,000	13,096.18	154,535,038	13,426.37	158,431,212	1.600	2025/4/30	3.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	1,410,000	10,275.62	144,886,252	11,028.26	155,498,528	2.250	2027/8/15	3.46
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4	620,000	18,541.56	114,957,686	20,113.71	124,705,035	4.000	2038/10/25	2.78
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4	920,000	12,983.94	119,452,248	12,699.27	116,833,314	4.000	2020/4/30	2.60
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 1	870,000	13,147.04	114,379,300	13,301.67	115,724,608	1.000	2024/8/15	2.58
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5	520,000	17,205.06	89,466,353	19,586.27	101,848,622	2.500	2046/8/15	2.27
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375	900,000	11,015.63	99,140,695	11,131.84	100,186,595	2.375	2029/5/15	2.23
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.5	670,000	12,638.26	84,676,357	13,491.78	90,394,949	1.500	2027/4/30	2.01
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	950,000	9,292.47	88,278,549	9,514.00	90,383,044	4.750	2027/4/21	2.01
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	850,000	10,369.31	88,139,167	10,597.94	90,082,545	1.625	2026/5/15	2.01
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	580,000	12,931.43	75,002,302	14,263.64	82,729,161	4.375	2038/2/15	1.84
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.5	500,000	13,867.86	69,339,320	13,849.83	69,249,184	1.500	2021/1/22	1.54
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5	360,000	18,370.59	66,134,127	18,962.92	68,266,519	5.500	2029/4/25	1.52
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75	410,000	13,878.28	56,900,976	15,116.11	61,976,067	1.750	2057/7/22	1.38
ベルギー	国債証券	BELGIAN 0320 4.25	290,000	18,611.67	53,973,846	20,893.60	60,591,467	4.250	2041/3/28	1.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75	430,000	11,932.32	51,309,008	13,245.53	56,955,815	3.750	2041/8/15	1.27
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.85	370,000	14,405.22	53,299,344	14,231.99	52,658,366	5.850	2022/1/31	1.17
スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4.7	250,000	17,338.58	43,346,455	20,915.53	52,288,837	4.700	2041/7/30	1.16
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75	340,000	14,211.74	48,319,941	14,572.70	49,547,186	1.750	2037/9/7	1.10
ベルギー	国債証券	BELGIAN 0325 4.25	330,000	14,368.93	47,417,483	14,211.65	46,898,469	4.250	2022/9/28	1.04
アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY 2.75	400,000	10,409.51	41,638,057	10,893.36	43,573,457	2.750	2022/5/19	0.97
イタリア	国債証券	BTPS 4.5	280,000	13,614.64	38,120,994	13,821.64	38,700,617	4.500	2023/5/1	0.86
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 5.75	7,500,000	472.26	35,419,836	508.32	38,124,253	5.750	2026/3/5	0.85
イタリア	国債証券	BTPS 5	230,000	14,724.15	33,865,557	16,039.33	36,890,460	5.000	2034/8/1	0.82

ロ 種類別の投資比率

2019年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	97.46
社債券	0.97
合計	98.44

投資不動産物件

国内株式マザーファンド（A号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（A号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

国内株式マザーファンド（A号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（A号）

2019年 6月28日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	7,706.88	830,417	830,416	0.05

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券マザーファンド（A号）

2019年 6月28日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	カナダドル	買建	1,650,000.00	133,066,780	135,168,000	3.00
	デンマーククローネ	買建	1,390,000.00	22,644,768	22,823,800	0.50
	米ドル	売建	830,000.00	89,342,952	88,884,700	1.97

ユーロ	売建	190,000.00	23,104,456	23,271,200	0.51
オーストラリアドル	売建	600,000.00	44,264,820	45,102,000	1.00

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2019年6月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■三井住友・DCバランスファンド(安定型)



決算期	分配金
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
2015年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)



決算期	分配金
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
2015年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■三井住友・DCバランスファンド(成長型)



決算期	分配金
2018年12月	0円
2017年12月	0円
2016年12月	0円
2015年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■三井住友・DCバランスファンド(安定型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	92.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.82
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	52.02
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	15.06
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	13.56
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	11.53

■三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	91.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.81
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	37.99
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	28.15
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	19.02
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	6.03

■三井住友・DCバランスファンド(成長型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	92.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.82
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	40.19
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(A号)	26.53
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	21.97
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	3.49

■国内株式マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.91
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.18
日本	株式	日本電産	電気機器	2.40
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1.92
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.81
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1.77
日本	株式	ヤマダ電機	小売業	1.76
日本	株式	ソニー	電気機器	1.70
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.66
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1.58
日本	株式	東レ	繊維製品	1.58

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■国内債券マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	42.88
地方債証券	日本	22.02
社債証券	日本	18.11
特殊債券	日本	16.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.32
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	1.300	2035/06/20	4.31
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	1.200	2035/09/20	4.07
日本	国債証券	第59回利付国債(30年)	0.700	2048/06/20	3.40
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	0.100	2029/03/20	3.29
日本	地方債証券	第174回共同発行市場公募地方債	0.145	2027/09/24	3.01
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	1.700	2033/06/20	2.65
日本	国債証券	第168回利付国債(20年)	0.400	2039/03/20	2.33
日本	国債証券	第166回利付国債(20年)	0.700	2038/09/20	2.23
日本	地方債証券	第112回大阪府公募公債(5年)	0.157	2019/11/27	1.91
日本	国債証券	第10回利付国債(40年)	0.900	2057/03/20	1.59

■外国株式マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	67.96
	フランス	4.73
	ドイツ	4.18
	スイス	4.14
	カナダ	3.44
	イギリス	3.40
	アイルランド	2.07
	その他	8.36
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	3.26
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	3.03
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2.12
アメリカ	株式	VISA INC	ソフトウェア・サービス	2.10
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	2.00
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1.81
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	1.78
アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	メディア・娯楽	1.53
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	1.53
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	1.52

■外国債券マザーファンド(A号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	47.60
	フランス	15.48
	スペイン	12.59
	イギリス	6.25
	ドイツ	5.83
	ベルギー	2.65
	その他	7.06
	社債証券	アメリカ
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.57
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2.875	2023/10/31	12.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375	1.375	2020/04/30	11.74
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3	3.000	2045/11/15	6.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2.875	2025/11/30	5.96
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1	1.000	2027/05/25	5.38
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0	0.000	2024/03/25	5.31
スペイン	国債証券	SPANISH GOVT 1.6	1.600	2025/04/30	3.53
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	2.250	2027/08/15	3.46
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4	4.000	2038/10/25	2.78
スペイン	国債証券	SPANISH GOVT 4	4.000	2020/04/30	2.60

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■三井住友・DCバランスファンド(安定型)



■三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)



■三井住友・DCバランスファンド(成長型)



※2019年の収益率は、年初から2019年6月28日までの騰落率を表示しています。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (八) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

無手数料です。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社(電話:0120-88-2976)にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「DC安定」、「DC安成」、「DC成長」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2001年10月4日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の

終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配

金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期(平成29年12月16日から平成30年12月17日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・DCバランスファンド(安定型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第17期 (平成29年12月15日現在)	第18期 (平成30年12月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	22,330,516
コール・ローン	12,771,395	-
親投資信託受益証券	201,983,276	190,818,149
派生商品評価勘定	300,475	10,449
未収入金	1,130,000	714,763
流動資産合計	216,185,146	213,873,877
資産合計	216,185,146	213,873,877
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	157,790
未払金	15,540	-
未払解約金	1,104,766	401,799
未払受託者報酬	109,651	120,039
未払委託者報酬	1,425,392	1,560,466
未払利息	36	-
その他未払費用	5,421	6,299
流動負債合計	2,660,806	2,246,393
負債合計	2,660,806	2,246,393
純資産の部		
元本等		
元本	164,315,384	170,013,287
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	49,208,956	41,614,197
元本等合計	213,524,340	211,627,484
純資産合計	213,524,340	211,627,484
負債純資産合計	216,185,146	213,873,877

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第17期		第18期	
	自	平成28年12月16日 至 平成29年12月15日	自	平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
営業収益				
有価証券売買等損益		12,547,372		6,345,127
為替差損益		442,377		372,542
営業収益合計		12,104,995		5,972,585
営業費用				
支払利息		7,672		6,673
受託者報酬		219,381		236,520
委託者報酬		2,851,864		3,074,701
その他費用		12,086		17,410
営業費用合計		3,091,003		3,335,304
営業利益又は営業損失（ ）		9,013,992		9,307,889
経常利益又は経常損失（ ）		9,013,992		9,307,889
当期純利益又は当期純損失（ ）		9,013,992		9,307,889
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		385,927		283,917
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		39,467,857		49,208,956
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,232,505		5,893,370
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,232,505		5,893,370
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,119,471		4,464,157
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,119,471		4,464,157
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		49,208,956		41,614,197

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針の注記 ）

項 目	第18期	
	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成29年12月16日から平成30年12月17日までとなっております。</p>	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	第17期		第18期	
	（平成29年12月15日現在）		（平成30年12月17日現在）	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	164,315,384口		170,013,287口	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.2995円	1口当たり純資産額	1.2448円
	(10,000口当たりの純資産額)	12,995円	(10,000口当たりの純資産額)	12,448円

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項 目	第17期		第18期	
	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日		自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日	

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,950,398円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(6,677,667円)、収益調整金(32,193,044円)、および分配準備積立金(22,195,205円)より、分配対象収益は63,016,314円(1万口当たり3,835.06円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(36,994,935円)、および分配準備積立金(28,230,224円)より、分配対象収益は65,225,159円(1万口当たり3,836.46円)ですが、分配を行っておりません。
----------	--	--

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (平成30年12月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第17期（自平成28年12月16日 至平成29年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,266,446円
合計	11,266,446円

第18期（自平成29年12月16日 至平成30年12月17日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,718,403円
合計	4,718,403円

（デリバティブ取引に関する注記）

第17期（平成29年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	28,359,015	-	28,058,540	300,475
	米ドル	28,091,456	-	27,793,360	298,096
	ユーロ	267,559	-	265,180	2,379
	合計	28,359,015	-	28,058,540	300,475

第18期（平成30年12月17日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	うち1年超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	27,766,689	-	27,914,030	147,341
	米ドル	17,369,610	-	17,527,400	157,790
	ユーロ	10,397,079	-	10,386,630	10,449

合計	27,766,689	-	27,914,030	147,341
----	------------	---	------------	---------

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期 (平成29年12月15日現在)	第18期 (平成30年12月17日現在)
期首元本額	162,251,393円	164,315,384円
期中追加設定元本額	27,169,884円	20,643,253円
期中一部解約元本額	25,105,893円	14,945,350円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	41,585,670	46,725,658	
	外国株式マザーファンド(A号)	10,938,861	23,364,313	
	外国債券マザーファンド(A号)	8,540,484	22,617,763	
	国内債券マザーファンド(B号)	70,144,002	98,110,415	
合計		131,209,017	190,818,149	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第17期 (平成29年12月15日現在)	第18期 (平成30年12月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	62,293,406
コール・ローン	30,697,379	-
親投資信託受益証券	503,610,886	459,564,369
派生商品評価勘定	772,668	13,545
未収入金	250,000	818,566
流動資産合計	535,330,933	522,689,886
資産合計	535,330,933	522,689,886
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	465,226
未払金	54,527	-
未払解約金	235,142	81,984
未払受託者報酬	270,240	294,533
未払委託者報酬	3,512,983	3,828,823
未払利息	88	-
その他未払費用	13,450	15,683
流動負債合計	4,086,430	4,686,249
負債合計	4,086,430	4,686,249
純資産の部		
元本等		
元本	352,146,190	365,672,292
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	179,098,313	152,331,345
元本等合計	531,244,503	518,003,637
純資産合計	531,244,503	518,003,637
負債純資産合計	535,330,933	522,689,886

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第17期		第18期	
	自	平成28年12月16日 至 平成29年12月15日	自	平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
営業収益				
有価証券売買等損益		48,134,260		25,076,517
為替差損益		1,009,203		454,032
営業収益合計		47,125,057		24,622,485
営業費用				
支払利息		17,712		16,919
受託者報酬		525,505		585,642
委託者報酬		6,831,324		7,613,167
その他費用		29,163		43,247
営業費用合計		7,403,704		8,258,975
営業利益又は営業損失()		39,721,353		32,881,460
経常利益又は経常損失()		39,721,353		32,881,460
当期純利益又は当期純損失()		39,721,353		32,881,460
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		639,498		293,023
期首剰余金又は期首欠損金()		132,670,382		179,098,313
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,707,850		21,618,351
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		16,707,850		21,618,351
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,361,774		15,210,836
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,361,774		15,210,836
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		179,098,313		152,331,345

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針の注記 ）

項 目	第18期	
	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。	
	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成29年12月16日から平成30年12月17日までとなっております。	

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項 目	第17期		第18期	
	（平成29年12月15日現在）		（平成30年12月17日現在）	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	352,146,190口		365,672,292口	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.5086円	1口当たり純資産額	1.4166円
	(10,000口当たりの純資産額)	15,086円)	(10,000口当たりの純資産額)	14,166円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項 目	第17期		第18期	
	自 平成28年12月16日 至 平成29年12月15日		自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日	

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,161,607円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(32,920,248円)、収益調整金(102,756,465円)、および分配準備積立金(89,608,845円)より、分配対象収益は231,447,165円(1万口当たり6,572.45円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(121,920,044円)、および分配準備積立金(118,484,825円)より、分配対象収益は240,404,869円(1万口当たり6,574.32円)であります。分配を行っておりません。
----------	---	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (平成30年12月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第17期（自平成28年12月16日 至平成29年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	44,695,773円
合計	44,695,773円

第18期（自平成29年12月16日 至平成30年12月17日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	21,280,000円
合計	21,280,000円

（デリバティブ取引に関する注記）

第17期（平成29年12月15日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	73,203,038	-	72,430,370	772,668
	米ドル	70,795,000	-	70,043,750	751,250
	ユーロ	2,408,038	-	2,386,620	21,418
	合計	73,203,038	-	72,430,370	772,668

第18期（平成30年12月17日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等	う ち 1 年 超	時 価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	64,690,029	-	65,141,710	451,681
	米ドル	51,212,334	-	51,677,560	465,226
	ユーロ	13,477,695	-	13,464,150	13,545

合計	64,690,029	-	65,141,710	451,681
----	------------	---	------------	---------

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>第18期 自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日</p>
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。</p>

(その他の注記)

項目	第17期 (平成29年12月15日現在)	第18期 (平成30年12月17日現在)
期首元本額	337,683,909円	352,146,190円
期中追加設定元本額	38,264,679円	43,435,774円
期中一部解約元本額	23,802,398円	29,909,672円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(A号)	171,710,099	192,933,467	
	外国株式マザーファンド(A号)	44,737,675	95,555,200	
	外国債券マザーファンド(A号)	4,060,534	10,753,512	
	国内債券マザーファンド(B号)	114,622,285	160,322,190	
合計		335,130,593	459,564,369	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【三井住友・DCバランスファンド(成長型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第17期 (平成29年12月15日現在)	第18期 (平成30年12月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	30,651,984
コール・ローン	16,537,432	-
親投資信託受益証券	261,264,210	262,700,859
派生商品評価勘定	453,045	6,063
未収入金	310,000	567,149
流動資産合計	278,564,687	293,926,055
資産合計		
	278,564,687	293,926,055
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	393,966
未払金	33,211	-
未払解約金	328,302	-
未払受託者報酬	144,628	164,283
未払委託者報酬	1,880,118	2,135,595
未払利息	47	-
その他未払費用	7,179	8,649
流動負債合計	2,393,485	2,702,493
負債合計		
	2,393,485	2,702,493
純資産の部		
元本等		
元本	168,797,814	191,656,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	107,373,388	99,566,601
元本等合計	276,171,202	291,223,562
純資産合計		
	276,171,202	291,223,562
負債純資産合計		
	278,564,687	293,926,055

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第17期		第18期	
	自 至	平成28年12月16日 平成29年12月15日	自 至	平成29年12月16日 平成30年12月17日
営業収益				
有価証券売買等損益		33,752,386		18,043,351
為替差損益		336,511		157,538
営業収益合計		33,415,875		18,200,889
営業費用				
支払利息		9,761		9,017
受託者報酬		279,502		320,371
委託者報酬		3,633,411		4,164,720
その他費用		15,443		23,667
営業費用合計		3,938,117		4,517,775
営業利益又は営業損失()		29,477,758		22,718,664
経常利益又は経常損失()		29,477,758		22,718,664
当期純利益又は当期純損失()		29,477,758		22,718,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,785,358		89,326
期首剰余金又は期首欠損金()		81,552,726		107,373,388
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,469,754		21,101,519
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		12,469,754		21,101,519
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,341,492		6,278,968
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,341,492		6,278,968
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		107,373,388		99,566,601

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第18期	
	自平成29年12月16日 至平成30年12月17日	
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、平成29年12月16日から平成30年12月17日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期		第18期	
	(平成29年12月15日現在)		(平成30年12月17日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	168,797,814口		191,656,961口	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.6361円	1口当たり純資産額	1.5195円
	(10,000口当たりの純資産額)	16,361円	(10,000口当たりの純資産額)	15,195円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期		第18期	
	自平成28年12月16日 至平成29年12月15日		自平成29年12月16日 至平成30年12月17日	

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,786,192円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(23,906,208円)、収益調整金(68,127,646円)、および分配準備積立金(48,979,186円)より、分配対象収益は144,799,232円(1万口当たり8,578.25円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(338,878円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(91,868,707円)、および分配準備積立金(72,602,275円)より、分配対象収益は164,809,860円(1万口当たり8,599.20円)であります。分配を行っておりません。
----------	--	---

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (平成30年12月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第17期(自平成28年12月16日 至平成29年12月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,904,428円
合計	30,904,428円

第18期(自平成29年12月16日 至平成30年12月17日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,052,585円
合計	16,052,585円

(デリバティブ取引に関する注記)

第17期(平成29年12月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	42,888,115	-	42,435,070	453,045
	米ドル	41,684,096	-	41,241,760	442,336
	ユーロ	1,204,019	-	1,193,310	10,709
	合計	42,888,115	-	42,435,070	453,045

第18期(平成30年12月17日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	49,400,867	-	49,788,770	387,903
	米ドル	43,367,994	-	43,761,960	393,966
	ユーロ	6,032,873	-	6,026,810	6,063

合計	49,400,867	-	49,788,770	387,903
----	------------	---	------------	---------

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期 (平成29年12月15日現在)	第18期 (平成30年12月17日現在)
期首元本額	175,520,079円	168,797,814円
期中追加設定元本額	24,011,241円	32,703,031円
期中一部解約元本額	30,733,506円	9,843,884円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（A号）	121,732,425	136,778,552	
	外国株式マザーファンド（A号）	35,431,312	75,677,739	
	外国債券マザーファンド（A号）	570,734	1,511,474	
	国内債券マザーファンド（B号）	34,841,706	48,733,094	
合計		192,576,177	262,700,859	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

「三井住友・DCバランスファンド（安定型）」、「三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）」および「三井住友・DCバランスファンド（成長型）」は、「国内株式マザーファンド（A号）」、「国内債券マザーファンド（B号）」、「外国株式マザーファンド（A号）」および「外国債券マザーファンド（A号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（A号）

貸借対照表

（単位：円）

	（平成29年12月15日現在）	（平成30年12月17日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	15,191,384
コール・ローン	22,414,140	-
株式	908,802,630	866,199,170
未収入金	14,867,370	8,468,649
未収配当金	125,800	272,000
流動資産合計	946,209,940	890,131,203
資産合計	946,209,940	890,131,203
負債の部		
流動負債		
未払金	15,195,392	4,498,881
未払解約金	2,222,305	-
未払利息	64	-
その他未払費用	2	258
流動負債合計	17,417,763	4,499,139
負債合計	17,417,763	4,499,139
純資産の部		
元本等		
元本	748,069,746	788,216,601
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	180,722,431	97,415,463
元本等合計	928,792,177	885,632,064
純資産合計	928,792,177	885,632,064

(平成29年12月15日現在)

(平成30年12月17日現在)

負債純資産合計

946,209,940

890,131,203

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成29年12月16日 至平成30年12月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年12月15日現在)	(平成30年12月17日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	748,069,746口	788,216,601口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2416円 (10,000口当たりの純資産額 12,416円)	1口当たり純資産額 1.1236円 (10,000口当たりの純資産額 11,236円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自平成29年12月16日 至平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年12月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成29年12月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	838,239,613円
同期中における追加設定元本額	158,340,043円
同期中における一部解約元本額	248,509,910円
平成29年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	38,403,997円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	162,604,819円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	105,779,364円
三井住友・DC国内株式アクティブS	393,610,333円
S M A M・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	45,327,242円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	756,419円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	632,364円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	955,208円
合計	748,069,746円

（平成30年12月17日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	748,069,746円
同期中における追加設定元本額	249,699,762円
同期中における一部解約元本額	209,552,907円
平成30年12月17日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	41,585,670円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	171,710,099円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	121,732,425円
三井住友・DC国内株式アクティブS	413,825,018円
S M A M ・ バランスファンドV A 安定型（適格機関投資家専用）	37,104,054円
S M A M ・ バランスファンドV A 株40型（適格機関投資家専用）	747,753円
S M A M ・ バランスファンドV A 株60型（適格機関投資家専用）	607,412円
S M A M ・ バランスファンドV A 株80型（適格機関投資家専用）	904,170円
合計	788,216,601円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	6,200	1,116.00	6,919,200	
五洋建設	18,400	672.00	12,364,800	
大和ハウス工業	4,000	3,631.00	14,524,000	
日揮	4,200	1,608.00	6,753,600	
中外炉工業	2,100	2,239.00	4,701,900	
ヤクルト本社	700	8,600.00	6,020,000	
雪印メグミルク	1,200	2,981.00	3,577,200	
キリンホールディングス	900	2,391.50	2,152,350	
ニチレイ	2,600	3,200.00	8,320,000	
日本たばこ産業	2,100	2,871.00	6,029,100	
東レ	14,000	812.30	11,372,200	
王子ホールディングス	8,000	614.00	4,912,000	
日本製紙	4,300	2,067.00	8,888,100	
デンカ	2,200	3,275.00	7,205,000	
信越化学工業	1,500	9,149.00	13,723,500	

日本触媒	1,700	7,050.00	11,985,000
住友ベークライト	1,400	3,900.00	5,460,000
アイカ工業	1,800	3,630.00	6,534,000
宇部興産	2,100	2,356.00	4,947,600
富士フィルムホールディングス	1,300	4,495.00	5,843,500
ライオン	4,800	2,266.00	10,876,800
武田薬品工業	2,200	3,943.00	8,674,600
エーザイ	1,000	9,572.00	9,572,000
第一三共	1,700	4,047.00	6,879,900
大塚ホールディングス	1,700	5,375.00	9,137,500
出光興産	1,500	3,595.00	5,392,500
新日鐵住金	3,900	1,991.00	7,764,900
住友金属鉱山	600	3,204.00	1,922,400
ディスコ	500	13,370.00	6,685,000
小松製作所	2,400	2,571.00	6,170,400
セガサミーホールディングス	5,900	1,625.00	9,587,500
日立製作所	3,600	3,221.00	11,595,600
三菱電機	3,600	1,306.00	4,701,600
富士電機	1,100	3,455.00	3,800,500
安川電機	2,500	3,005.00	7,512,500
日本電産	1,200	13,820.00	16,584,000
ソニー	3,100	5,839.00	18,100,900
キーエンス	300	57,180.00	17,154,000
ローム	1,100	7,150.00	7,865,000
京セラ	1,100	5,789.00	6,367,900
村田製作所	400	16,340.00	6,536,000
リコー	3,000	1,122.00	3,366,000
東京エレクトロン	600	13,585.00	8,151,000
デンソー	1,400	5,091.00	7,127,400
トヨタ自動車	4,200	6,840.00	28,728,000
フタバ産業	13,400	542.00	7,262,800
アイシン精機	1,300	3,990.00	5,187,000
本田技研工業	6,000	3,050.00	18,300,000
スズキ	1,300	5,486.00	7,131,800
日機装	6,700	998.00	6,686,600
インターアクション	3,100	2,035.00	6,308,500
トプコン	3,800	1,573.00	5,977,400
HOYA	1,300	6,845.00	8,898,500
ニプロ	6,200	1,401.00	8,686,200
任天堂	300	32,070.00	9,621,000
コクヨ	5,000	1,654.00	8,270,000
オカムラ	4,500	1,479.00	6,655,500

関西電力	4,900	1,814.50	8,891,050
東京瓦斯	5,400	2,956.50	15,965,100
京浜急行電鉄	5,900	1,873.00	11,050,700
京成電鉄	1,300	3,595.00	4,673,500
東日本旅客鉄道	1,500	10,220.00	15,330,000
日立物流	3,300	3,045.00	10,048,500
九州旅客鉄道	1,100	3,780.00	4,158,000
フジ・メディア・ホールディングス	4,200	1,638.00	6,879,600
日本ユニシス	3,400	2,815.00	9,571,000
日本電信電話	1,900	4,727.00	8,981,300
ソフトバンク	9,600	1,500.00	14,400,000
N T T ドコモ	2,700	2,572.00	6,944,400
コナミホールディングス	1,800	4,940.00	8,892,000
ソフトバンクグループ	1,700	8,540.00	14,518,000
伊藤忠商事	6,600	1,996.50	13,176,900
三菱商事	3,900	3,145.00	12,265,500
アダストリア	2,400	2,053.00	4,927,200
マツモトキヨシホールディングス	1,600	3,880.00	6,208,000
クスリのアオキホールディングス	700	8,030.00	5,621,000
ドンキホーテホールディングス	2,300	7,290.00	16,767,000
丸井グループ	3,600	2,297.00	8,269,200
ケーズホールディングス	3,800	1,110.00	4,218,000
ヤマダ電機	8,300	543.00	4,506,900
新生銀行	3,400	1,397.00	4,749,800
三菱UFJフィナンシャル・グループ	29,000	583.90	16,933,100
りそなホールディングス	10,900	555.00	6,049,500
静岡銀行	7,500	928.00	6,960,000
広島銀行	10,600	621.00	6,582,600
みずほフィナンシャルグループ	75,100	179.70	13,495,470
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	1,800	3,239.00	5,830,200
第一生命ホールディングス	4,700	1,888.00	8,873,600
T & D ホールディングス	6,200	1,451.50	8,999,300
オリックス	5,300	1,725.50	9,145,150
野村不動産ホールディングス	2,100	2,191.00	4,601,100
三井不動産	3,700	2,753.50	10,187,950
住友不動産	2,300	4,335.00	9,970,500
日本M & A センター	5,100	2,465.00	12,571,500
総合警備保障	1,700	5,380.00	9,146,000
電通	1,800	5,240.00	9,432,000
ラウンドワン	5,400	1,154.00	6,231,600
リクルートホールディングス	3,800	2,991.50	11,367,700
カナモト	2,300	3,190.00	7,337,000

合計	451,600	866,199,170
----	---------	-------------

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド(B号)

貸借対照表

	(単位:円)	
	(平成29年12月15日現在)	(平成30年12月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	1,751,795,868
コール・ローン	2,334,970,557	-
国債証券	103,433,868,280	96,728,316,660
地方債証券	12,570,538,800	40,032,201,200
特殊債券	26,119,261,893	41,493,122,114
社債券	24,043,770,000	39,892,143,000
未収入金	-	7,531,960,000
未収利息	405,063,170	523,039,885
前払費用	32,240,329	31,961,920
流動資産合計	168,939,713,029	227,984,540,647
資産合計	168,939,713,029	227,984,540,647
負債の部		
流動負債		
未払金	100,000,000	7,573,291,000
未払解約金	11,646,102	13,951,949
未払利息	6,717	-
その他未払費用	415	26,426
流動負債合計	111,653,234	7,587,269,375
負債合計	111,653,234	7,587,269,375
純資産の部		
元本等		
元本	121,405,654,668	157,577,313,282
剰余金		
剰余金又は欠損金()	47,422,405,127	62,819,957,990
元本等合計	168,828,059,795	220,397,271,272
純資産合計	168,828,059,795	220,397,271,272
負債純資産合計	168,939,713,029	227,984,540,647

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年12月15日現在)	(平成30年12月17日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	121,405,654,668口	157,577,313,282口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3906円 (10,000口当たりの純資産額 13,906円)	1口当たり純資産額 1.3987円 (10,000口当たりの純資産額 13,987円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p>

項 目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
	(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成30年12月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項目	(平成30年12月17日現在)
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成29年12月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	85,909,885,942円
同期中における追加設定元本額	41,260,514,282円
同期中における一部解約元本額	5,764,745,556円
平成29年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	841,672,948円
三井住友・年金プラン50	743,609,699円
三井住友・年金プラン70	227,423,836円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	68,388,258円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	106,833,039円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	28,534,240円
三井住友・DC国内債券アクティブ	302,866,614円
三井住友・日本債券年金ファンド	3,975,096,272円
S M A M・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	3,437,183,154円
S M A M・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	343,925,519円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	1,211,535円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	399,794円

(平成29年12月15日現在)	
S M A M ・ バランスファンドV A株 8 0 型(適格機関投資家専用)	166,386円
バランスファンドV A(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	162,842,775円
三井住友 / F O F s 用日本債F(適格機関投資家限定)	111,165,500,599円
合計	121,405,654,668円

(平成30年12月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	121,405,654,668円
同期中における追加設定元本額	41,204,557,237円
同期中における一部解約元本額	5,032,898,623円
平成30年12月17日現在における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	837,057,031円
三井住友・年金プラン50	731,084,154円
三井住友・年金プラン70	218,553,757円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	70,144,002円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	114,622,285円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	34,841,706円
三井住友・DC国内債券アクティブ	301,286,751円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,120,038,729円
S M A M ・ 年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	4,305,436,191円
S M A M ・ バランスファンドV A安定型(適格機関投資家専用)	294,308,764円
S M A M ・ バランスファンドV A株 4 0 型(適格機関投資家専用)	1,152,559円
S M A M ・ バランスファンドV A株 6 0 型(適格機関投資家専用)	371,749円
S M A M ・ バランスファンドV A株 8 0 型(適格機関投資家専用)	152,691円
バランスファンドV A(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	116,911,401円
三井住友 / F O F s 用日本債F(適格機関投資家限定)	146,431,351,512円
合計	157,577,313,282円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

国債証券	第393回利付国債(2年)	500,000,000	502,415,000
	第394回利付国債(2年)	10,450,000,000	10,500,891,500
	第8回利付国債(40年)	300,000,000	349,599,000
	第10回利付国債(40年)	2,900,000,000	2,908,265,000
	第335回利付国債(10年)	250,000,000	259,282,500
	第339回利付国債(10年)	1,820,000,000	1,882,644,400
	第342回利付国債(10年)	220,000,000	223,539,800
	第3回利付国債(30年)	148,000,000	184,551,560
	第20回利付国債(30年)	600,000,000	802,908,000
	第30回利付国債(30年)	510,000,000	678,815,100
	第33回利付国債(30年)	1,070,000,000	1,371,472,500
	第34回利付国債(30年)	1,260,000,000	1,670,508,000
	第36回利付国債(30年)	300,000,000	387,282,000
	第39回利付国債(30年)	100,000,000	127,635,000
	第42回利付国債(30年)	500,000,000	616,555,000
	第45回利付国債(30年)	1,200,000,000	1,425,312,000
	第46回利付国債(30年)	120,000,000	142,554,000
	第48回利付国債(30年)	1,900,000,000	2,212,170,000
	第55回利付国債(30年)	1,080,000,000	1,091,394,000
	第59回利付国債(30年)	8,410,000,000	8,248,612,100
	第60回利付国債(30年)	1,240,000,000	1,279,022,800
	第84回利付国債(20年)	300,000,000	344,808,000
	第118回利付国債(20年)	5,200,000,000	6,312,904,000
	第121回利付国債(20年)	2,100,000,000	2,530,395,000
	第128回利付国債(20年)	4,100,000,000	4,971,496,000
	第132回利付国債(20年)	650,000,000	774,566,000
	第134回利付国債(20年)	2,300,000,000	2,773,271,000
	第135回利付国債(20年)	1,200,000,000	1,431,444,000
	第138回利付国債(20年)	1,130,000,000	1,319,681,800
	第142回利付国債(20年)	400,000,000	484,552,000
	第145回利付国債(20年)	4,440,000,000	5,329,909,200
	第147回利付国債(20年)	2,340,000,000	2,780,785,800
	第148回利付国債(20年)	400,000,000	469,664,000
	第150回利付国債(20年)	1,220,000,000	1,415,505,000
第151回利付国債(20年)	900,000,000	1,016,712,000	
第153回利付国債(20年)	7,780,000,000	8,905,377,000	
第154回利付国債(20年)	12,070,000,000	13,618,339,600	
第158回利付国債(20年)	1,300,000,000	1,308,528,000	
第164回利付国債(20年)	4,100,000,000	4,074,949,000	
国債証券合計	86,808,000,000	96,728,316,660	
地方債証券	第6回東京都公募公債(20年)	600,000,000	674,382,000
	第14回東京都公募公債(20年)	1,100,000,000	1,320,220,000

第663回東京都公募公債	500,000,000	500,060,000	
第664回東京都公募公債	500,000,000	500,050,000	
第670回東京都公募公債	170,000,000	171,344,700	
第681回東京都公募公債	400,000,000	406,908,000	
第682回東京都公募公債	400,000,000	406,508,000	
第683回東京都公募公債	400,000,000	407,696,000	
第686回東京都公募公債	700,000,000	711,158,000	
第688回東京都公募公債	700,000,000	711,277,000	
第692回東京都公募公債	1,600,000,000	1,642,592,000	
第701回東京都公募公債	100,000,000	102,665,000	
第708回東京都公募公債	500,000,000	515,240,000	
第720回東京都公募公債	400,000,000	415,400,000	
第722回東京都公募公債	100,000,000	103,535,000	
第724回東京都公募公債	500,000,000	516,285,000	
第735回東京都公募公債	500,000,000	516,480,000	
第759回東京都公募公債	100,000,000	100,387,000	
第762回東京都公募公債	500,000,000	505,780,000	
第763回東京都公募公債	800,000,000	807,656,000	
第766回東京都公募公債	200,000,000	201,644,000	
第768回東京都公募公債	800,000,000	808,456,000	
第769回東京都公募公債	800,000,000	810,144,000	
第772回東京都公募公債	1,000,000,000	1,011,730,000	
第191回神奈川県公募公債	500,000,000	514,190,000	
第229回神奈川県公募公債	1,100,000,000	1,112,397,000	
第231回神奈川県公募公債	1,700,000,000	1,717,595,000	
第112回大阪府公募公債（5年）	4,100,000,000	4,105,289,000	
平成20年度第5回広島県公募公債	100,000,000	100,175,000	
第4回埼玉県公募公債（20年）	700,000,000	827,512,000	
平成21年度第4回埼玉県公募公債	400,000,000	403,536,000	
平成28年度第3回埼玉県公募公債	200,000,000	200,890,000	
平成28年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	101,009,000	
平成28年度第10回埼玉県公募公債	100,000,000	101,276,000	
平成29年度第3回埼玉県公募公債	200,000,000	201,760,000	
平成29年度第7回埼玉県公募公債（5年）	1,000,000,000	1,000,200,000	
平成21年度第3回福岡県公募公債	200,000,000	202,120,000	
平成21年度第1回千葉県公募公債	1,250,000,000	1,256,662,500	
第5回群馬県公募公債（5年）	300,000,000	300,360,000	
第72回共同発行市場公募地方債	500,000,000	501,930,000	
第80回共同発行市場公募地方債	300,000,000	304,284,000	
第99回共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,691,000	
第111回共同発行市場公募地方債	1,000,000,000	1,030,590,000	
第112回共同発行市場公募地方債	1,000,000,000	1,029,590,000	

	第126回共同発行市場公募地方債	300,000,000	311,373,000
	第128回共同発行市場公募地方債	300,000,000	309,543,000
	第154回共同発行市場公募地方債	600,000,000	616,596,000
	第155回共同発行市場公募地方債	900,000,000	913,248,000
	第174回共同発行市場公募地方債	6,400,000,000	6,422,272,000
	平成21年度第1回栃木県公募公債	200,000,000	202,918,000
	平成25年度第6回京都市公募公債	200,000,000	200,104,000
	平成25年度第10回神戸市公募公債(5年)	300,000,000	300,009,000
	平成29年度第4回横浜市公募公債	1,000,000,000	1,010,950,000
	第41回川崎市公募公債(5年)	150,000,000	150,162,000
	第86回川崎市公募公債	200,000,000	207,136,000
	平成26年度第4回福岡市公募公債(5年)	200,000,000	200,236,000
地方債証券合計		39,170,000,000	40,032,201,200
特殊債券	第9回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	800,000,000	814,496,000
	第11回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	102,853,000
	第14回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	800,000,000	824,512,000
	第31回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	1,900,000,000	1,906,289,000
	第73回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	600,954,000
	第75回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	401,048,000
	第80回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	302,088,000
	第82回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	152,000,000	153,237,280
	第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	270,000,000	272,405,700
	第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,900,000,000	1,924,206,000
	第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,322,000,000	1,341,896,100
	第103回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	610,068,000
	第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,056,000
	第115回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,772,000
	第139回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,985,000
	第142回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,814,000
	第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,982,000
	第152回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,458,000
	第155回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	308,838,000

第161回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	206,868,000	
第166回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	206,620,000	
第175回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	700,000,000	722,694,000	
第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,035,000,000	1,072,777,500	
第218回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	159,000,000	165,124,680	
第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	121,000,000	125,401,980	
第227回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,416,000	
第238回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	127,000,000	130,623,310	
第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,119,000	
第243回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,783,000	
第1回政府保証公営企業債券(15年)	1,300,000,000	1,332,253,000	
第1回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	504,290,000	
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券(8年)	800,000,000	813,096,000	
第2回地方公営企業等金融機構債券(20年)	250,000,000	301,952,500	
第2回地方公共団体金融機構債券(15年)	500,000,000	544,565,000	
第3回政府保証公営企業債券(15年)	300,000,000	316,305,000	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	101,000,000	102,031,210	
第4回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	106,845,000	
第6回政府保証地方公営企業等金融機構債券	300,000,000	300,966,000	
第9回地方公共団体金融機構債券(20年)	800,000,000	946,504,000	
第10回政府保証地方公共団体金融機構債券(4年)	4,400,000,000	4,406,292,000	
第11回政府保証地方公共団体金融機構債券	180,000,000	183,452,400	
第12回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	300,000,000	300,831,000	
第16回政府保証地方公共団体金融機構債券	380,000,000	386,885,600	
第20回公営企業債券(20年)	400,000,000	470,680,000	
第23回地方公共団体金融機構債券(5年)	500,000,000	499,890,000	
第24回公営企業債券(20年)	200,000,000	239,244,000	
第24回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,928,000	
第29回政府保証地方公共団体金融機構債券	200,000,000	205,900,000	
第30回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,030,000	
第31回政府保証地方公共団体金融機構債券	900,000,000	930,717,000	
第53回地方公共団体金融機構債券	1,500,000,000	1,550,475,000	
第59回政府保証地方公共団体金融機構債券	234,000,000	242,903,700	
第66回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,205,000	
第67回地方公共団体金融機構債券	800,000,000	822,416,000	

第71回政府保証地方公共団体金融機構債券	214,000,000	219,942,780	
第73回政府保証地方公共団体金融機構債券	201,000,000	207,916,410	
第75回政府保証地方公共団体金融機構債券	303,000,000	312,814,170	
F77回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	111,226,000	
F80回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	455,456,000	
第91回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	402,072,000	
F116回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	111,431,000	
F134回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	221,634,000	
F143回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	552,670,000	
F163回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	108,103,000	
F172回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	324,468,000	
F223回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,678,000	
F225回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	108,083,000	
F226回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	108,414,000	
F303回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	104,134,000	
F306回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	312,009,000	
第13回阪神高速道路株式会社社債	400,000,000	400,500,000	
第25回政府保証日本政策金融公庫債券	400,000,000	414,436,000	
第30回政府保証日本政策金融公庫債券	500,000,000	501,460,000	
第33回政府保証日本政策金融公庫債券	1,000,000,000	1,003,530,000	
第68回都市再生債券	150,000,000	154,611,000	
第8回政府保証中部国際空港債券	166,000,000	166,534,520	
第21回政府保証中部国際空港債券	169,000,000	174,239,000	
第203回政府保証預金保険機構債	400,000,000	400,604,000	
第208回政府保証預金保険機構債	200,000,000	200,502,000	
第209回政府保証預金保険機構債	900,000,000	902,493,000	
第3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,420,000	90,326,524	
第4回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	121,464,000	128,476,116	
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	45,771,000	48,154,753	
第46回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,378,000	81,706,129	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,878,000	76,887,896	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,753,000	37,935,005	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,964,000	50,771,812	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,124,000	52,024,772	
第71回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,271,000	50,287,279	
第88回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	121,616,000	126,046,470	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,303,000	66,448,148	
第91回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,272,000	67,380,285	
第123回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,752,000	95,638,878	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,119,000	96,527,505	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,049,000	96,609,926	
第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	193,522,000	195,168,872	

	第130回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	484,780,000	487,615,963
	第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	391,892,000	393,972,946
	第134回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,503,000	98,755,167
	第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,874,000	99,109,320
	第136回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,163,000	99,776,818
	第139回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,788,000
	第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,030,000	16,804,249
	第7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,124,000	18,020,441
	い第770号商工債	200,000,000	200,192,000
	い第763号農林債	100,000,000	100,006,000
	第296回信金中金債(5年)	300,000,000	300,327,000
	第299回信金中金債(5年)	300,000,000	300,474,000
	第49回東日本高速道路株式会社社債	300,000,000	299,964,000
	第40回西日本高速道路株式会社社債	600,000,000	599,922,000
特殊債券合計		40,354,022,000	41,493,122,114
社債券	第7回大和ハウス工業株式会社無担保社債	300,000,000	299,757,000
	株式会社協和エクシオ第3回無担保社債	100,000,000	100,204,000
	第10回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	900,000,000	901,854,000
	第11回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	400,000,000	401,976,000
	第11回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	1,400,000,000	1,401,736,000
	第24回味の素株式会社無担保社債	800,000,000	802,904,000
	第11回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	300,000,000	304,440,000
	第30回東レ株式会社無担保社債	900,000,000	904,131,000
	第6回株式会社クラレ無担保社債	200,000,000	200,130,000
	第56回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,445,000
	第57回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,232,000
	第24回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	400,000,000	401,152,000
	第5回花王株式会社無担保社債	800,000,000	801,440,000
	第9回株式会社資生堂無担保社債	100,000,000	99,929,000
	第10回株式会社ブリヂストン無担保社債	600,000,000	603,522,000
	第11回株式会社ブリヂストン無担保社債	400,000,000	402,368,000
	第3回愛知製鋼株式会社無担保社債	400,000,000	400,584,000
	第30回住友金属鉱山株式会社無担保社債	600,000,000	600,546,000
	第34回株式会社豊田自動織機無担保社債	500,000,000	499,450,000
	第7回株式会社ジェイテクト無担保社債	500,000,000	500,775,000
	第8回株式会社ジェイテクト無担保社債	400,000,000	401,508,000
	第7回日本電産株式会社無担保社債	1,700,000,000	1,701,173,000
	第13回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	101,497,000
	第16回株式会社デンソー無担保社債	800,000,000	799,824,000

第1回明治安田生命2014基金特定目的会社特定社債	600,000,000	601,242,000	
第1回日本生命2015基金特定目的会社特定社債	400,000,000	400,632,000	
明治安田生命2016基金特定目的会社第1回B号特定社債	500,000,000	500,430,000	
第1回日本生命2017基金特定目的会社特定社債	100,000,000	100,200,000	
豊田合成第4回無担保社債	100,000,000	100,503,000	
日本生命第2回劣後ローン流動化第1回劣後債	700,000,000	700,616,000	
第1回ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社無担保社債	1,300,000,000	1,302,652,000	
第2回ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社無担保	200,000,000	201,344,000	
第33回株式会社丸井グループ無担保社債	100,000,000	100,053,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回劣後特約付無担保社債	100,000,000	103,172,000	
三井住友トラストホールディングス株式会社第1回無担保社債	100,000,000	102,588,000	
第4回株式会社りそな銀行無担保社債	200,000,000	202,720,000	
第6回株式会社りそな銀行無担保社債	100,000,000	102,404,000	
第20回株式会社三井住友銀行無担保社債	200,000,000	202,596,000	
第14回株式会社みずほ銀行無担保社債	100,000,000	101,579,000	
第38回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	400,000,000	399,744,000	
第44回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	2,000,000,000	1,995,020,000	
第50回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	700,000,000	700,448,000	
第53回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	2,900,000,000	2,901,653,000	
第71回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,990,000	
第82回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	1,100,000,000	1,099,351,000	
第32回リコーリース株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,000,490,000	
第62回日立キャピタル株式会社無担保社債	400,000,000	399,808,000	
第69回日立キャピタル株式会社無担保社債	400,000,000	400,048,000	
第70回日立キャピタル株式会社無担保社債	200,000,000	200,238,000	
第71回日立キャピタル株式会社無担保社債	800,000,000	799,400,000	
第1回三菱UFJリース株式会社無担保社債	400,000,000	400,432,000	
第48回三菱UFJリース株式会社無担保社債	1,200,000,000	1,201,080,000	
第60回三菱UFJリース株式会社無担保社債	600,000,000	600,000,000	
野村ホールディングス株式会社第1回無担保社債	300,000,000	300,000,000	
第44回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	202,754,000	
第58回三井不動産株式会社無担保社債	1,100,000,000	1,100,693,000	
第59回三井不動産株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,005,000,000	

第125回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	200,388,000	
第127回三菱地所株式会社無担保社債	1,100,000,000	1,099,505,000	
第79回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	720,811,000	
第2回日本航空株式会社無担保社債	300,000,000	300,621,000	
第23回KDDI株式会社無担保社債	700,000,000	701,547,000	
第24回KDDI株式会社無担保社債	600,000,000	603,582,000	
日鉄住金物産株式会社第1回無担保社債	1,200,000,000	1,201,260,000	
日鉄住金物産株式会社第2回無担保社債	600,000,000	603,072,000	
第5回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	2,000,000,000	2,000,900,000	
社債券合計	39,800,000,000	39,892,143,000	
合計		218,145,782,974	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（A号）

貸借対照表

	（単位：円）	
	（平成29年12月15日現在）	（平成30年12月17日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	3,329,554	8,505,652
金銭信託	-	18,876,723
コール・ローン	18,767,961	-
株式	1,234,208,799	1,264,387,999
派生商品評価勘定	-	17,099
未収入金	-	34,972,459
未収配当金	1,441,021	1,787,753
流動資産合計	1,257,747,335	1,328,547,685
資産合計	1,257,747,335	1,328,547,685
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	25,413
未払金	-	35,073,632
未払解約金	1,380,086	-
未払利息	53	-
その他未払費用	2	295
流動負債合計	1,380,141	35,099,340
負債合計	1,380,141	35,099,340
純資産の部		
元本等		
元本	570,510,029	605,576,771
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	685,857,165	687,871,574
元本等合計	1,256,367,194	1,293,448,345
純資産合計	1,256,367,194	1,293,448,345
負債純資産合計	1,257,747,335	1,328,547,685

注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成29年12月15日現在）	（平成30年12月17日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	570,510,029口	605,576,771口
2. 1単位当たり純資産の額	<p>1口当たり純資産額 2,202円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 22,022円)</p>	<p>1口当たり純資産額 2,135円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 21,359円)</p>

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年12月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年12月15日現在)

該当事項はありません。

(平成30年12月17日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	35,052,787	-	35,068,178	15,391
	米ドル	12,039,506	-	12,046,100	6,594
	カナダドル	6,315,263	-	6,318,170	2,907
	ユーロ	12,736,932	-	12,741,909	4,977
	香港ドル	1,955,475	-	1,953,767	1,708
	シンガポールドル	2,005,611	-	2,008,232	2,621
	売建	34,944,276	-	34,967,981	23,705
	米ドル	23,900,205	-	23,913,295	13,090
	英ポンド	3,730,213	-	3,734,842	4,629
	スイスフラン	7,313,858	-	7,319,844	5,986
合計	69,997,063	-	70,036,159	8,314	

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成29年12月15日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	600,339,502円
同期中における追加設定元本額	91,043,504円
同期中における一部解約元本額	120,872,977円
平成29年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	9,544,770円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	40,753,477円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	31,057,770円
三井住友・DC外国株式アクティブ	475,649,192円
S M A M・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	12,683,372円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	251,264円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	250,986円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	319,198円
合計	570,510,029円

(平成30年12月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	570,510,029円
同期中における追加設定元本額	129,939,550円
同期中における一部解約元本額	94,872,808円
平成30年12月17日現在における元本の内訳	

(平成30年12月17日現在)	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	10,938,861円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	44,737,675円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	35,431,312円
三井住友・DC外国株式アクティブ	503,602,271円
S M A M・バランスファンドV A安定型(適格機関投資家専用)	10,107,951円
S M A M・バランスファンドV A株40型(適格機関投資家専用)	237,535円
S M A M・バランスファンドV A株60型(適格機関投資家専用)	232,434円
S M A M・バランスファンドV A株80型(適格機関投資家専用)	288,732円
合計	605,576,771円

附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORPORATION	2,094	113.83	238,360.02	
	CONOCOPHILLIPS	1,470	64.55	94,888.50	
	EOG RESOURCES INC	1,483	100.08	148,418.64	
	MARATHON PETROLEUM CORPORATION	1,421	59.87	85,075.27	
	AVERY DENNISON CORP	964	91.20	87,916.80	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	454	174.76	79,341.04	
	EATON CORP PLC	1,354	70.58	95,565.32	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,058	136.44	144,353.52	
	RAYTHEON COMPANY	644	169.85	109,383.40	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	580	156.74	90,909.20	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	727	118.36	86,047.72	
	UNION PACIFIC CORP	797	142.57	113,628.29	
	GENERAL MOTORS CO	2,479	35.10	87,012.90	
	CARNIVAL CORP	1,602	56.33	90,240.66	
	TEXAS ROADHOUSE INC	1,427	62.08	88,588.16	
	ALPHABET INC-CL A	341	1,051.71	358,633.11	
	COMCAST CORP-CLASS A	3,529	36.34	128,243.86	
	ELECTRONIC ARTS INC	992	80.16	79,518.72	
	THE WALT DISNEY CO.	1,212	112.20	135,986.40	
	AMAZON.COM INC	187	1,591.91	297,687.17	
	HOME DEPOT INC	747	172.29	128,700.63	
NORDSTROM INC	1,309	48.61	63,630.49		
COSTCO WHOLESALE CORP	667	207.06	138,109.02		
COCA-COLA CO/THE	2,756	49.34	135,981.04		

	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	804	151.57	121,862.28
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	1,671	82.50	137,857.50
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	3,617	35.80	129,488.60
	DANAHER CORP	760	100.40	76,304.00
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	553	160.13	88,551.89
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,058	265.02	280,391.16
	GILEAD SCIENCES INC	1,764	65.57	115,665.48
	JOHNSON & JOHNSON	1,374	133.00	182,742.00
	PFIZER INC	3,901	43.80	170,863.80
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	691	234.19	161,825.29
	ZOETIS INC	807	88.45	71,379.15
	BANK OF AMERICA CORP	7,921	24.48	193,906.08
	BB & T CORPORATION	1,701	45.66	77,667.66
	CULLEN/FROST BANKERS, INC.	672	92.13	61,911.36
	SVB FINANCIAL GROUP	294	191.71	56,362.74
	WELLS FARGO & COMPANY	3,314	46.54	154,233.56
	AMERICAN EXPRESS COMPANY	1,259	105.70	133,076.30
	CME GROUP INC.	635	187.64	119,151.40
	MORGAN STANLEY	2,850	39.64	112,974.00
	S&P GLOBAL INC	536	166.62	89,308.32
	MARSH & MCLENNAN COS	1,803	83.00	149,649.00
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	734	140.48	103,112.32
	ADOBE INC	668	230.00	153,640.00
	ANSYS INC	637	149.71	95,365.27
	PTC INC	1,151	85.02	97,858.02
	SYNOPSIS INC	1,432	87.65	125,514.80
	VISA INC	1,338	135.09	180,750.42
	VMWARE INC	645	158.58	102,284.10
	APPLE INC	1,136	165.48	187,985.28
	NETAPP INC	1,519	61.43	93,312.17
	CMS ENERGY CORPORATION	3,238	52.89	171,257.82
	NEXTERA ENERGY INC	846	181.24	153,329.04
	BROADCOM INC	570	254.83	145,253.10
	CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP	4,213	12.74	53,673.62
	ENTEGRIS INC	2,963	26.00	77,038.00
	INTEL CORP	4,617	47.86	220,969.62
	XILINX INC	1,001	88.82	88,908.82
	米ドル 小計	94,987		7,841,643.85 (889,791,327)
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LIMITED	1,610	51.92	83,591.20
	NUTRIEN LTD	1,183	62.87	74,375.21
	CAE INC	4,607	26.14	120,426.98

	TORONTO-DOMINION BANK	2,086	69.58	145,143.88
	カナダドル 小計	9,486		423,537.27 (35,915,960)
ユーロ	NESTE OYJ	688	71.84	49,425.92
	TOTAL SA	1,260	49.10	61,866.00
	LINDE PLC	421	139.30	58,645.30
	AIRBUS SE	789	88.67	69,960.63
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,090	61.00	66,490.00
	VALEO SA	1,239	24.02	29,760.78
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	291	251.95	73,317.45
	VIVENDI SA	2,481	21.29	52,820.49
	INDITEX	2,495	24.55	61,252.25
	MAISONS DU MONDE SA	1,616	17.37	28,069.92
	KERRY GROUP PLC-A	722	89.80	64,835.60
	ERSTE GROUP BANK AG	2,234	32.31	72,180.54
	ING GROEP NV-CVA	9,152	10.21	93,515.13
	INTESA SANPAOLO	22,658	2.01	45,633.21
	DEUTSCHE BOERSE AG	451	106.85	48,189.35
	NOKIA OYJ	9,714	5.28	51,289.92
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	4,886	15.10	73,803.03
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	2,482	18.51	45,954.23
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	4,040	17.63	71,245.40
	ユーロ 小計	68,709		1,118,255.15 (143,449,770)
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	3,580	23.58	84,416.40
	DS SMITH PLC	16,205	3.11	50,446.16
	RIO TINTO PLC	2,047	36.75	75,237.48
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	983	61.00	59,963.00
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL SA	15,478	2.99	46,418.52
	DIAGEO PLC	2,440	28.25	68,930.00
	3I GROUP PLC	6,105	7.79	47,594.58
	BEAZLEY PLC	8,389	5.05	42,364.45
	HALMA PLC	3,623	13.01	47,135.23
	英ポンド 小計	58,850		522,505.82 (74,624,281)
スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED	1,812	83.84	151,918.08
	LONZA GROUP AG-REG	406	301.50	122,409.00
	NOVARTIS AG-REG SHS	1,582	87.02	137,665.64
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	255	297.60	75,888.00
	スイスフラン 小計	4,055		487,880.72 (55,476,916)
	ALFA LAVAL AB	3,411	194.55	663,610.05

スウェーデンク ローナ	HEXAGON AB-B SHS	1,745	415.40	724,873.00	
スウェーデンクローナ 小計		5,156		1,388,483.05 (17,397,692)	
オーストラリア ドル	BHP BILLITON LTD	2,562	32.40	83,008.80	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,101	68.81	75,759.81	
	MACQUARIE GROUP LTD	829	113.18	93,826.22	
オーストラリアドル 小計		4,492		252,594.83 (20,551,115)	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	25,000	29.90	747,500.00	
	AIA GROUP LTD	11,000	64.05	704,550.00	
香港ドル 小計		36,000		1,452,050.00 (21,083,766)	
シンガポールド ル	KEPPEL CORP LTD	12,200	6.06	73,932.00	
シンガポールドル 小計		12,200		73,932.00 (6,097,172)	
合 計		293,935		1,264,387,999 (1,264,387,999)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 61銘柄	68.8%	70.4%
カナダドル	株式 4銘柄	2.8%	2.8%
ユーロ	株式 19銘柄	11.1%	11.3%
英ポンド	株式 9銘柄	5.8%	5.9%
スイスフラン	株式 4銘柄	4.3%	4.4%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	1.3%	1.4%
オーストラリアドル	株式 3銘柄	1.6%	1.6%
香港ドル	株式 2銘柄	1.6%	1.7%
シンガポールドル	株式 1銘柄	0.5%	0.5%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

外国債券マザーファンド(A号)

貸借対照表

	(単位:円)	
	(平成29年12月15日現在)	(平成30年12月17日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	15,680,745	33,826,443
金銭信託	-	28,834,671
コール・ローン	35,321,628	-
国債証券	4,175,355,866	4,159,472,386
地方債証券	45,100,564	28,592,372
社債券	-	43,832,177
派生商品評価勘定	2,563,494	45,803
未収入金	134,552,942	-
未収利息	18,104,595	26,261,611
前払費用	2,263,988	5,900,392
流動資産合計	4,428,943,822	4,326,765,855
資産合計	4,428,943,822	4,326,765,855
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,509,584	59,840
未払金	131,638,050	-
未払解約金	4,142,981	1,000,000
未払利息	101	-
その他未払費用	8	659
流動負債合計	137,290,724	1,060,499
負債合計	137,290,724	1,060,499
純資産の部		
元本等		
元本	1,591,023,841	1,633,392,774
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,700,629,257	2,692,312,582
元本等合計	4,291,653,098	4,325,705,356
純資産合計	4,291,653,098	4,325,705,356
負債純資産合計	4,428,943,822	4,326,765,855

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年12月15日現在)	(平成30年12月17日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,591,023,841口	1,633,392,774口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.6974円 (10,000口当たりの純資産額 26,974円)	1口当たり純資産額 2.6483円 (10,000口当たりの純資産額 26,483円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
	(1) 金融商品の内容

項目	自 平成29年12月16日 至 平成30年12月17日
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年12月17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年12月15日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	382,312,192	-	381,338,558	973,634
	米ドル	132,647,605	-	132,055,658	591,947
	カナダドル	85,166,097	-	84,962,300	203,797
	英ポンド	42,705,208	-	42,218,400	486,808
	スイスフラン	9,128,556	-	9,117,600	10,956
	デンマーククローネ	27,440,366	-	27,264,600	175,766
	オーストラリアドル	85,224,360	-	85,720,000	495,640
	売建	383,831,958	-	381,804,414	2,027,544
	米ドル	262,433,090	-	261,074,714	1,358,376
ユーロ	121,398,868	-	120,729,700	669,168	
合計		766,144,150	-	763,142,972	1,053,910

(平成30年12月17日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	23,424,640	-	23,364,800	59,840
	デンマーククローネ	23,424,640	-	23,364,800	59,840

売建	24,417,103	-	24,371,300	45,803
ユーロ	24,417,103	-	24,371,300	45,803
合計	47,841,743	-	47,736,100	14,037

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成29年12月16日

至 平成30年12月17日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成29年12月15日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,488,446,348円
同期中における追加設定元本額	244,550,789円
同期中における一部解約元本額	141,973,296円
平成29年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	132,939,110円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	192,433,955円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	98,282,358円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	14,154,620円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	23,508,346円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	8,101,660円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,121,189,406円
S M A M・バランスファンドV A株40型(適格機関投資家専用)	205,976円
S M A M・バランスファンドV A株60型(適格機関投資家専用)	122,592円
S M A M・バランスファンドV A株80型(適格機関投資家専用)	85,818円

(平成29年12月15日現在)	
合計	1,591,023,841円

(平成30年12月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,591,023,841円
同期中における追加設定元本額	279,540,664円
同期中における一部解約元本額	237,171,731円
平成30年12月17日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	146,172,158円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	213,563,439円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	107,800,095円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	8,540,484円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	4,060,534円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	570,734円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,152,278,826円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	205,845円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	119,660円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	80,999円
合計	1,633,392,774円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 1.25	1,320,000.00	1,306,800.00	
		US TREASURY N/B 1.375	6,670,000.00	6,545,979.68	
		US TREASURY N/B 1.5	140,000.00	139,737.50	
		US TREASURY N/B 1.75	1,830,000.00	1,795,115.62	
		US TREASURY N/B 2.25	3,240,000.00	3,087,365.62	
		US TREASURY N/B 2.375	60,000.00	58,710.93	
		US TREASURY N/B 3	2,950,000.00	2,877,402.35	
		US TREASURY N/B 3.75	400,000.00	442,000.00	
		US TREASURY N/B 4.375	580,000.00	695,818.74	

米ドル 小計		17,190,000.00	16,948,930.44 (1,923,195,137)
カナダドル	CANADA-GOV'T 1.75	50,000.00	49,952.50
	CANADA-GOV'T 5.75	480,000.00	642,177.60
カナダドル 小計		530,000.00	692,130.10 (58,692,632)
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 5.75	6,500,000.00	5,413,005.00
メキシコペソ 小計		6,500,000.00	5,413,005.00 (30,529,348)
ユーロ	BELGIAN 0318 3.75	90,000.00	96,962.40
	BELGIAN 0320 4.25	250,000.00	377,140.00
	BELGIAN 0325 4.25	330,000.00	387,113.10
	BTPS 4.5	280,000.00	311,217.20
	BTPS 5	230,000.00	276,476.10
	DEUTSCHLAND REP 0.25	120,000.00	121,765.20
	DEUTSCHLAND REP 0.25	50,000.00	49,994.00
	DEUTSCHLAND REP 0.5	70,000.00	71,974.00
	DEUTSCHLAND REP 1	1,020,000.00	1,090,747.20
	DEUTSCHLAND REP 1.5	90,000.00	97,557.30
	DEUTSCHLAND REP 1.75	90,000.00	99,506.70
	DEUTSCHLAND REP 2.5	520,000.00	730,397.20
	DEUTSCHLAND REP 4.75	20,000.00	32,586.80
	FRANCE O.A.T. 0	570,000.00	569,595.30
	FRANCE O.A.T. 0.25	220,000.00	223,238.40
	FRANCE O.A.T. 1	1,160,000.00	1,207,362.80
	FRANCE O.A.T. 2.25	720,000.00	789,508.80
	FRANCE O.A.T. 2.5	30,000.00	31,695.90
	FRANCE O.A.T. 4	390,000.00	576,092.40
	FRANCE O.A.T. 5.5	620,000.00	917,978.20
	IRISH GOVT 0.9	210,000.00	209,250.30
	SPANISH GOV'T 1.15	250,000.00	255,860.00
	SPANISH GOV'T 1.5	1,230,000.00	1,258,044.00
	SPANISH GOV'T 1.6	880,000.00	926,261.60
SPANISH GOV'T 2.7	220,000.00	224,373.60	
SPANISH GOV'T 4	1,260,000.00	1,335,600.00	
SPANISH GOV'T 4.7	250,000.00	353,877.50	
SPANISH GOV'T 5.85	420,000.00	496,801.20	
SPANISH GOV'T 6	50,000.00	71,504.00	
ユーロ 小計		11,640,000.00	13,190,481.20 (1,692,074,928)
英債券	UK TSY GILT 1.5	440,000.00	411,584.80
	UK TSY GILT 1.75	390,000.00	396,056.70
	UK TSY GILT 3.75	870,000.00	888,748.50

		UK TSY GILT 4.5	160,000.00	245,492.80	
	英ポンド 小計		1,860,000.00	1,941,882.80	(277,339,701)
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 2.5	1,120,000.00	1,287,361.60	
	スウェーデンクローナ 小計		1,120,000.00	1,287,361.60	(16,130,640)
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 3	700,000.00	751,905.00	
	ノルウェークローネ 小計		700,000.00	751,905.00	(9,895,069)
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 2.5	890,000.00	898,010.00	
	ポーランドズロチ 小計		890,000.00	898,010.00	(26,841,518)
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	870,000.00	895,351.80	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.25	20,000.00	22,592.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.5	160,000.00	196,144.00	
	オーストラリアドル 小計		1,050,000.00	1,114,087.80	(90,642,183)
	シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.125	210,000.00	209,522.64	
	シンガポールドル 小計		210,000.00	209,522.64	(17,279,332)
	マレーシアリングット	MALAYSIA GOVT 4.059	620,000.00	621,841.27	
	マレーシアリングット 小計		620,000.00	621,841.27	(16,851,898)
国債証券合計				4,159,472,386	(4,159,472,386)
地方債証券	カナダドル	ONTARIO PROVINCE 3.15	330,000.00	337,174.20	
	カナダドル 小計		330,000.00	337,174.20	(28,592,372)
地方債証券合計				28,592,372	(28,592,372)
社債券	米ドル	MORGAN STANLEY 2.75	400,000.00	386,288.69	
	米ドル 小計		400,000.00	386,288.69	(43,832,177)
社債券合計				43,832,177	(43,832,177)
合計				4,231,896,935	(4,231,896,935)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券	9銘柄	44.5%	45.4%
	社債券	1銘柄	1.0%	1.0%

カナダドル	国債証券	2銘柄	1.4%	1.4%
	地方債証券	1銘柄	0.7%	0.7%
メキシコペソ	国債証券	1銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券	29銘柄	39.1%	40.0%
英ポンド	国債証券	4銘柄	6.4%	6.6%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	2.1%	2.1%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券	1銘柄	0.4%	0.4%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間計算期間(平成30年12月18日から令和1年6月17日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・DCバランスファンド(安定型)】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	11,639,406
コール・ローン	471,933
親投資信託受益証券	202,680,446
派生商品評価勘定	60,624
未収入金	7,229,388
流動資産合計	222,081,797
資産合計	
222,081,797	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	40,362
未払受託者報酬	115,863
未払委託者報酬	1,506,196
未払利息	1
その他未払費用	5,871
流動負債合計	1,668,293
負債合計	
1,668,293	
純資産の部	
元本等	
元本	174,552,005
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	45,861,499
元本等合計	220,413,504
純資産合計	
220,413,504	
負債純資産合計	
222,081,797	

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	3,472,297
為替差損益	1,305,693
営業収益合計	4,777,990
営業費用	
支払利息	3,686
受託者報酬	115,863
委託者報酬	1,506,196
その他費用	9,039
営業費用合計	1,634,784
営業利益又は営業損失（ ）	3,143,206
経常利益又は経常損失（ ）	3,143,206
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,143,206
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	16,217
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	41,614,197
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,626,867
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,626,867
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,538,988
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,538,988
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	45,861,499

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第19期中間計算期間 自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、平成30年12月18日から令和 1年 6月17日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	174,552,005口
2. 1単位当たり純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.2627円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 12,627円)</p>

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)	
	金額	時価及び差額
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期中間計算期間（令和 1年 6月17日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	37,731,102	-	37,710,840	20,262
	米ドル	20,118,318	-	20,158,680	40,362
	ユーロ	17,612,784	-	17,552,160	60,624
合計		37,731,102	-	37,710,840	20,262

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価していません。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項 目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
期首元本額	170,013,287円
期中追加設定元本額	10,834,335円
期中一部解約元本額	6,295,617円

【三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

第19期中間計算期間 (令和1年6月17日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	28,657,147
コール・ローン	1,161,936
親投資信託受益証券	488,715,848
派生商品評価勘定	126,721
未収入金	23,311,029
流動資産合計	541,972,681
資産合計	
541,972,681	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	115,010
未払解約金	266,572
未払受託者報酬	284,159
未払委託者報酬	3,694,005
未払利息	3
その他未払費用	14,464
流動負債合計	4,374,213
負債合計	
4,374,213	
純資産の部	
元本等	
元本	374,927,058
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	162,671,410
元本等合計	537,598,468
純資産合計	
537,598,468	
負債純資産合計	
541,972,681	

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	7,111,479
為替差損益	3,204,365
営業収益合計	10,315,844
営業費用	
支払利息	9,587
受託者報酬	284,159
委託者報酬	3,694,005
その他費用	22,873
営業費用合計	4,010,624
営業利益又は営業損失（ ）	6,305,220
経常利益又は経常損失（ ）	6,305,220
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,305,220
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	7,824
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	152,331,345
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,985,793
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,985,793
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,958,772
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,958,772
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	162,671,410

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第19期中間計算期間 自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、平成30年12月18日から令和 1年 6月17日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	374,927,058口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4339円 (10,000口当たりの純資産額 14,339円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期中間計算期間（令和 1年 6月17日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	94,142,001	-	94,130,290	11,711
	米ドル	57,326,390	-	57,441,400	115,010
	ユーロ	36,815,611	-	36,688,890	126,721
	合計	94,142,001	-	94,130,290	11,711

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項 目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
期首元本額	365,672,292円
期中追加設定元本額	23,554,587円
期中一部解約元本額	14,299,821円

【三井住友・DCバランスファンド(成長型)】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

		第19期中間計算期間 (令和1年6月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		16,346,997
コール・ローン		662,807
親投資信託受益証券		282,586,591
派生商品評価勘定		47,994
未収入金		10,234,519
流動資産合計		309,878,908
資産合計		
309,878,908		
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		100,254
未払受託者報酬		161,933
未払委託者報酬		2,105,103
未払利息		1
その他未払費用		8,224
流動負債合計		2,375,515
負債合計		
2,375,515		
純資産の部		
元本等		
元本		199,592,968
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		107,910,425
元本等合計		307,503,393
純資産合計		
307,503,393		
負債純資産合計		
309,878,908		

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第19期中間計算期間 自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	4,905,732
為替差損益	1,914,831
営業収益合計	6,820,563
営業費用	
支払利息	5,157
受託者報酬	161,933
委託者報酬	2,105,103
その他費用	12,638
営業費用合計	2,284,831
営業利益又は営業損失（ ）	4,535,732
経常利益又は経常損失（ ）	4,535,732
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,535,732
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	135,984
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	99,566,601
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,951,986
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,951,986
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,007,910
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,007,910
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	107,910,425

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第19期中間計算期間 自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、平成30年12月18日から令和 1年 6月17日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	199,592,968口
2. 1単位当たり純資産の額	1.5407円
	(10,000口当たりの純資産額 15,407円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期中間計算期間 (令和 1年 6月17日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

第19期中間計算期間（令和 1年 6月17日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	63,914,760	-	63,967,020	52,260
	米ドル	49,971,306	-	50,071,560	100,254
	ユーロ	13,943,454	-	13,895,460	47,994
	合計	63,914,760	-	63,967,020	52,260

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

項目	第19期中間計算期間 (令和1年6月17日現在)
期首元本額	191,656,961円
期中追加設定元本額	11,811,340円
期中一部解約元本額	3,875,333円

(参考)

「三井住友・DCバランスファンド(安定型)」、「三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)」および「三井住友・DCバランスファンド(成長型)」は、「国内株式マザーファンド(A号)」、「国内債券マザーファンド(B号)」、「外国株式マザーファンド(A号)」および「外国債券マザーファンド(A号)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド(A号)

貸借対照表

(単位:円)

(令和1年6月17日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	13,560,792
コール・ローン	549,838
株式	781,111,720
未収入金	2,465,451
未収配当金	7,370,200
流動資産合計	805,058,001
資産合計	805,058,001
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,845,055
未払利息	1
その他未払費用	182
流動負債合計	3,845,238
負債合計	3,845,238
純資産の部	
元本等	
元本	726,512,330
剰余金	
剰余金又は欠損金()	74,700,433
元本等合計	801,212,763

(令和1年6月17日現在)

純資産合計	801,212,763
負債純資産合計	805,058,001

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成30年12月18日 至令和1年6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和1年6月17日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	726,512,330口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1028円 (10,000口当たりの純資産額 11,028円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和1年6月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項目	(令和 1年 6月17日現在)
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(令和 1年 6月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	788,216,601円
同期中における追加設定元本額	57,921,357円
同期中における一部解約元本額	119,625,628円
令和 1年 6月17日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	29,543,064円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	134,936,041円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	110,537,394円
三井住友・DC国内株式アクティブS	418,464,189円
S M A M・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	30,730,248円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	795,581円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	610,697円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	895,116円
合計	726,512,330円

国内債券マザーファンド(B号)

貸借対照表

(単位:円)

(令和 1年 6月17日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	599,156,266
コール・ローン	24,293,467
国債証券	91,924,754,320

（令和 1年 6月17日現在）

地方債証券	46,074,826,900
特殊債証券	35,692,902,824
社債証券	39,519,831,000
未収入金	2,883,998,900
未収利息	438,599,012
前払費用	44,181,923
流動資産合計	217,202,544,612
資産合計	217,202,544,612
負債の部	
流動負債	
未払金	2,969,094,200
未払解約金	180,093,472
未払利息	71
その他未払費用	10,189
流動負債合計	3,149,197,932
負債合計	3,149,197,932
純資産の部	
元本等	
元本	149,272,132,932
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	64,781,213,748
元本等合計	214,053,346,680
純資産合計	214,053,346,680
負債純資産合計	217,202,544,612

注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債証券、社債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	(令和 1年 6月17日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		149,272,132,932口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.4340円
	(10,000口当たりの純資産額)	14,340円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 6月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(令和 1年 6月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	157,577,313,282円
同期中における追加設定元本額	3,401,461,525円
同期中における一部解約元本額	11,706,641,875円
令和 1年 6月17日現在における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	864,109,001円
三井住友・年金プラン50	743,388,414円
三井住友・年金プラン70	235,142,481円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	80,101,752円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	142,997,936円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	47,486,630円
三井住友・DC国内債券アクティブ	311,618,665円

(令和 1年 6月17日現在)	
三井住友・日本債券年金ファンド	4,308,913,417円
S M A M ・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	4,267,190,171円
S M A M ・バランスファンドV A安定型(適格機関投資家専用)	204,268,457円
S M A M ・バランスファンドV A株40型(適格機関投資家専用)	1,145,000円
S M A M ・バランスファンドV A株60型(適格機関投資家専用)	352,358円
S M A M ・バランスファンドV A株80型(適格機関投資家専用)	141,940円
バランスファンドV A(安定運用型) <適格機関投資家限定>	108,509,787円
三井住友 / F O F s 用日本債F(適格機関投資家限定)	137,956,766,923円
合計	149,272,132,932円

外国株式マザーファンド(A号)

貸借対照表

(単位:円)

(令和 1年 6月17日現在)

資産の部

流動資産

預金	15,482,881
金銭信託	14,601,875
コール・ローン	592,049
株式	1,348,545,072
未収入金	4,108,710
未収配当金	2,351,684
流動資産合計	1,385,682,271

資産合計

	1,385,682,271
--	---------------

負債の部

流動負債

未払金	13,651,160
未払解約金	1,920,000
未払利息	1
その他未払費用	271
流動負債合計	15,571,432

負債合計

	15,571,432
--	------------

純資産の部

元本等

元本	595,673,756
剰余金	
剰余金又は欠損金()	774,437,083
元本等合計	1,370,110,839

純資産合計

	1,370,110,839
--	---------------

負債純資産合計

	1,385,682,271
--	---------------

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 1年 6月17日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	595,673,756口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3001円 (10,000口当たりの純資産額 23,001円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 6月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項目	(令和 1年 6月17日現在)
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(令和 1年 6月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	605,576,771円
同期中における追加設定元本額	68,048,276円
同期中における一部解約元本額	77,951,291円
令和 1年 6月17日現在における元本の内訳	
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	8,147,486円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	35,172,746円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	31,566,545円
三井住友・DC外国株式アクティブ	512,663,037円
S M A M・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	7,429,378円
S M A M・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	228,088円
S M A M・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	209,073円
S M A M・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	257,403円
合計	595,673,756円

外国債券マザーファンド（A号）

貸借対照表

(単位：円)

(令和 1年 6月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	5,292,925
金銭信託	36,920,810
コール・ローン	1,496,996

（令和 1年 6月17日現在）

国債証券	4,397,586,808
社債券	43,675,990
派生商品評価勘定	423,902
未収利息	20,335,106
前払費用	2,838,576
流動資産合計	4,508,571,113
資産合計	4,508,571,113
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	948,349
未払解約金	867,152
未払利息	4
その他未払費用	615
流動負債合計	1,816,120
負債合計	1,816,120
純資産の部	
元本等	
元本	1,689,739,235
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,817,015,758
元本等合計	4,506,754,993
純資産合計	4,506,754,993
負債純資産合計	4,508,571,113

注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成30年12月18日 至 令和 1年 6月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（令和 1年 6月17日現在）	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		1,689,739,235口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	2.6671円
	(10,000口当たりの純資産額)	26,671円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	（令和 1年 6月17日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（令和 1年 6月17日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	155,711,548	-	155,686,100	25,448
	カナダドル	133,066,780	-	132,973,500	93,280
	デンマーククローネ	22,644,768	-	22,712,600	67,832
	売建	156,488,501	-	156,987,500	498,999
	米ドル	133,384,045	-	133,820,800	436,755
	ユーロ	23,104,456	-	23,166,700	62,244
合計		312,200,049	-	312,673,600	524,447

（注）1．時価の算定方法

(1)為替予約取引の時価の算定方法について

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(令和 1年 6月17日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,633,392,774円
同期中における追加設定元本額	129,137,830円
同期中における一部解約元本額	72,791,369円
令和 1年 6月17日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	149,841,454円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	215,676,988円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	107,675,724円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	13,683,181円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	20,227,404円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	7,492,751円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,174,754,061円
SMAM・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	202,073円
SMAM・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	110,140円
SMAM・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	75,459円
合計	1,689,739,235円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DCバランスファンド（安定型）

2019年 6月28日現在

資産総額	224,661,986円
負債総額	161,531円
純資産総額（ - ）	224,500,455円
発行済口数	177,167,947口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2672円
（1万口当たり純資産額）	（12,672円）

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）

2019年 6月28日現在

資産総額	541,882,232円
負債総額	315,684円
純資産総額（ - ）	541,566,548円
発行済口数	375,806,101口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4411円
（1万口当たり純資産額）	（14,411円）

三井住友・DCバランスファンド（成長型）

2019年 6月28日現在

資産総額	310,523,244円
負債総額	1,449,963円
純資産総額（ - ）	309,073,281円
発行済口数	199,157,017口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5519円
（1万口当たり純資産額）	（15,519円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

- イ 名義書換
該当事項はありません。
- ロ 受益者名簿
作成しません。
- ハ 受益者に対する特典
ありません。
- ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等
- (イ) 受益権の譲渡
- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- ホ 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ヘ 償還金
償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。
- ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2019年6月28日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2019年6月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	773	8,410,967
単位型株式投資信託	116	590,384
追加型公社債投資信託	1	28,707
単位型公社債投資信託	189	534,141
合計	1,079	9,564,201

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託	20,010	20,011
前払費用	402,249	476,456
未収入金	39,030	64,856
未収委託者報酬	6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬	1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬	316,407	285,668
未収収益	50,321	44,150
その他の流動資産	10,891	31,771
流動資産合計	29,770,200	22,771,504
固定資産		

有形固定資産	1		
建物		185,371	173,517
器具備品		300,694	751,471
有形固定資産合計		486,065	924,988
無形固定資産			
ソフトウェア		409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定		5,755	183,528
電話加入権		56	44
商標権		-	60
無形固定資産合計		415,576	663,501
投資その他の資産			
投資有価証券		10,616,594	10,829,628
関係会社株式		10,412,523	10,252,067
長期差入保証金		658,505	2,004,451
長期前払費用		69,423	97,107
会員権		7,819	7,819
繰延税金資産		1,394,447	1,426,381
投資その他の資産合計		23,159,314	24,617,457
固定資産合計		24,060,956	26,205,946
資産合計		53,831,157	48,977,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用	3,433,641	3,535,589
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
固定負債		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		

資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304
負債・純資産合計	53,831,157	48,977,450

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成29年4月1日	(自	平成30年4月1日
	至	平成30年3月31日)	至	平成31年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		36,538,981		39,156,499
運用受託報酬		8,362,118		6,277,217
投資助言報酬		1,440,233		1,332,888
その他営業収益				
情報提供コンサルタント				
業務報酬		5,000		-
サービス支援手数料		128,324		182,502
その他		55,820		49,507
営業収益計		46,530,479		46,998,614
営業費用				
支払手数料		16,961,384		18,499,433
広告宣伝費		353,971		361,696
公告費		1,140		125
調査費				
調査費		1,654,233		1,752,905
委託調査費		5,972,473		6,050,441
営業雑経費				
通信費		40,066		46,551
印刷費		339,048		338,465
協会費		-		24,700
諸会費		45,465		23,756
情報機器関連費		2,582,734		2,872,416
販売促進費		34,333		49,118
その他		136,669		148,307
営業費用合計		28,121,520		30,167,918
一般管理費				

給料		
役員報酬	196,529	190,951
給料・手当	6,190,716	6,308,066
賞与	601,375	514,259
賞与引当金繰入額	1,566,810	1,235,936
交際費	25,709	27,802
寄付金	-	82
事務委託費	256,413	286,905
旅費交通費	220,569	228,538
租税公課	282,036	285,369
不動産賃借料	654,286	612,410
退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243
一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	51,335	-
受取利息	520	623
時効成立分配金・償還金	2,622	72
原稿・講演料	894	1,951
雑収入	10,669	36,408
営業外収益合計	66,042	39,055
営業外費用		
為替差損	5,125	15,760
雑損失	913	7,027
営業外費用合計	6,038	22,787
経常利益	7,439,383	6,024,312
特別利益		
投資有価証券償還益	61,842	289,451
投資有価証券売却益	30,980	7,247
過去勤務費用償却益	1	79,850
特別利益合計	92,822	376,549
特別損失		
固定資産除却損	2	1,462
投資有価証券償還損		13,668
投資有価証券売却損		14,605
関係会社株式評価損	3	160,455
合併関連費用	4	187,140
特別損失合計	505,996	377,331
税引前当期純利益	7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税	2,350,891	1,750,031
法人税等調整額	280,166	90,084
法人税等合計	2,070,725	1,840,116
当期純利益	4,955,483	4,183,413

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	1,887,480	1,887,480			1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本	評価・換算差額等
--	------	----------

	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、

繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	312,784千円	350,176千円
器具備品	768,929千円	922,553千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	204,923千円	174,854千円

(損益計算書関係)

1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
器具備品	0 千円	695 千円
ソフトウェア	9,000 千円	766 千円
ソフトウェア仮勘定	345,695 千円	- 千円

3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日
平成31年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年 1月31日	平成31年 3月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	208,187	597,239
1年超	42,916	6,115,662
合計	251,104	6,712,901

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬

は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-

(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
其他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

其他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握

することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成31年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円（関係会社株式160,455千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の発生額	51,212	3,658
退職給付の支払額	94,727	85,082
過去勤務費用の発生額	-	79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の費用処理額	51,212	3,658
過去勤務費用償却益	-	79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798

		有価証券届出書（内国投資信託受益証券）
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額（注）	2,597	51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

（注）評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
法定実効税率	30.8%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	-	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.9	1.4
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
1株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数(株)	17,640,000	17,640,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4,2156株を割当て交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用13,700千円

4. 取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

(参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 四半データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	21,360,895	20,475,527

前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-

長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994

その他		122,930	63,596
営業費用計		17,381,079	16,727,567
一般管理費			
給料			
役員報酬		218,127	217,030
給料・手当		2,809,008	3,002,836
賞与		86,028	48,878
退職金		9,864	2,855
福利厚生費		647,269	638,399
交際費		29,121	38,883
旅費交通費		159,224	153,694
租税公課		199,255	160,817
不動産賃借料		622,807	639,392
退職給付費用		219,724	324,082
固定資産減価償却費		71,624	141,154
賞与引当金繰入額		1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額		36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額		85,500	72,900
諸経費		901,001	1,011,941
一般管理費計		7,357,787	7,562,768
営業利益		6,839,032	4,444,730
営業外収益			
受取配当金		23,350	35,946
受取利息		199	178
投資有価証券売却益		6,350	45,345
その他		2,831	10,431
営業外収益計		32,732	91,902
営業外費用			
投資有価証券売却損		5,000	4,735
解約違約金		-	982
為替差損		1,784	828
その他		0	410
営業外費用計		6,784	6,956
経常利益		6,864,980	4,529,676
特別損失			
合併関連費用	2	-	179,376
固定資産除却損		-	4,121
特別損失計		-	183,498
税引前当期純利益		6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税		2,242,775	1,339,010
法人税等調整額		78,014	73,635
法人税等合計		2,164,761	1,412,646
当期純利益		4,700,218	2,933,531

(3) 株主資本等変動計算書

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605

当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650
-------	------------	------------	--------	--------	------------

注記事項

(重要な会計方針)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2～30年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(会計上の見積りの変更) 当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」)との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	2～30年	器具備品	4～15年
建物	2～30年			
器具備品	4～15年			
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。</p>				
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

（損益計算書関係）

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
-------	---------	----	----	--------

普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	第46期(平成30年3月31日)	第47期(平成31年3月31日)
(1) 其他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) 其他有価証券の非上場株式については
2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-
投資有価証券 其他有価証券の うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 其他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
----	----------	------	----

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 45,071千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715

その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期	第47期
	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	----	-------------	-------------------	-------------------	---------------	-------	------------------	----	------------------

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

- a. 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円(2019年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報：再信託受託会社の概要]

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2019年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

□ 販売会社

- (イ) 名称 大樹生命保険株式会社
- (ロ) 資本金の額 167,280百万円(2019年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当ありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。

5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成29年12月16日から平成30年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成30年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)の平成29年12月16日から平成30年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)の平成30年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成29年12月16日から平成30年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成30年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和1年7月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定型）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定型）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月18日から令和1年6月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは

中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和1年7月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月18日から令和1年6月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは

中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和1年7月23日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCバランスファンド（成長型）の平成30年12月18日から令和1年6月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCバランスファンド（成長型）の令和1年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月18日から令和1年6月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは

中間監査の対象には含まれていません。